

報告事項(1)資料

監査の結果について

総務課

平成31年4月

H30-21000-00917

平成31年3月12日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二 様

長崎県監査委員 濱本磨毅徳

同 砺山 和仁

同 渡辺 敏勝

同 中島 浩介

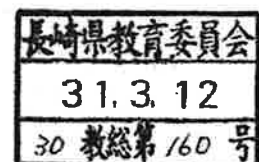


監査の結果について

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定により実施した下記監査の結果を同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

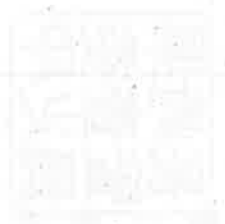
記

- 1 平成30年度普通会計定期監査（後期）
- 2 平成30年度財政援助団体等監査
- 3 平成30年度行政監査



1800 2012 0011
10/10/2012

10/10/2012 0011



10/10/2012 0011

10/10/2012 0011

10/10/2012 0011

10/10/2012 0011

10/10/2012 0011

10/10/2012 0011

10/10/2012 0011

10/10/2012 0011

10/10/2012 0011

平成30年度

普通会計定期監査（後期）

監査結果

長崎県監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査対象機関及び実施日	1
2	監査対象期間	1
3	監査の観点	1
4	基本事項	1
第2	監査の結果	3
1	総括	3
2	指摘事項等の状況	3
第3	指摘事項	5
第4	意見	10
	別紙	11

平成30年度普通会計定期監査結果(後期)

第1 監査の概要

1 監査対象機関及び実施日

地方自治法第199条第4項の規定による平成30年度後期における普通会計の定期監査は、平成30年11月5日から平成31年2月15日までの期間において、122箇所の地方機関（知事部局、県立学校等、警察署）を対象として実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

【監査対象機関】

	地方機関			
	知事部局の 地方機関	県立学校等	警察署	計
実地監査	14	20	8	42
書面監査	10	56	14	80
合計	24	76	22	122

2 監査対象期間

実地監査は、平成29年度及び平成30年度の監査日までを、書面監査は平成29年度を対象期間とした。

3 監査の観点

監査に当たっては、県の事務事業が法令等に則り適正に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているかなどの観点から実施した。

4 基本事項

(1) 収入

- ① 収入確保のため、調定事務、徴収対策が適切に行われているか。
- ② 収入未済の解消について、適切かつ効率的な回収に取り組まれているか。

(2) 予算の執行

- ① 予算の執行は、適切に行われているか。
- ② 経済性を考慮し計画的かつ効率的に執行され、効果的なものとなっているか。

(3) 契約

- ① 委託業務の実績及び履行の確認が徹底されているか。
- ② 予定価格の積算根拠は、明確かつ適切であるか。
- ③ 委託の成果が有効に活用されているか。

(4) 工事

- ① 工事の計画・設計・施工が、法令等に準拠しているか。適切かつ効率的、経済的に執行されているか。
- ② 設計積算にあたって十分な検討及び設計照査が行われているか。また、特に契約変更時は必要性、経済性が検討されているか。
- ③ 入札手続き、契約方法、支出に関する事務処理は適切に行われているか。

(5) 補助金等

- ① 補助金等の事務処理は、関係法令等に基づいて適切に行われているか。
- ② 補助事業完了後の書面や現地での履行確認は、必要に応じ適切に行われているか。
- ③ 補助事業の効果の検証は、行われているか。

(6) 物品

- ① 適切な物品の調達・管理が行われているか。
- ② 物品が有効に活用されているか。

(7) 財産の管理

- ① 公有財産等の管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
- ② 公有財産は、有効に活用されているか。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、地方機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のおおし是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

2 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものについて、以下のとおり指摘、指導及び意見を行った。

	計	収入未済	収入	予算執行	契約	工事	補助金等	物品	財産管理	その他
指摘事項 (件数)	(22) 54	(6) 8	(2) 3	(3) 15	(8) 10	(3) 1	(0) 0	(0) 11	(0) 5	(0) 1
指導事項 (件数)	(94) 112	(7) 5	(7) 23	(4) 21	(35) 25	(2) 4	(1) 2	(19) 17	(17) 14	(2) 1
意見 (件数)	(5) 3		(1) 0	(1) 1			(0) 1	(2) 0	(1) 1	
合計 (件数)	(121) 169	(13) 13	(10) 26	(8) 37	(43) 35	(5) 5	(1) 3	(21) 28	(18) 20	(2) 2

()は平成29年度後期監査結果件数

今回は、特に「物品」に関して毒劇物などの管理や、「予算執行」に関しては公用車の点検整備などについて留意して監査した結果、前年度と比較して、指摘件数は「物品」が11件、「予算の執行」が12件、それぞれ増加している。

なお、公用車の管理、使用状況等については、別途取りまとめた「平成30年度行政監査 監査結果」のおおしであるが、後期監査においては、特に自動車検査証の有効期間が満了して更新していない状態等で公用車を使用に供していた事例や法定点検整備が未実施となっていた事例などが確認された。

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

- (1) 指摘事項
- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
 - ②機関の意思決定が適切になされていないもの
 - ③収入確保に適切な措置を要するもの
 - ④予算を目的外に支出しているもの
 - ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
 - ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
 - ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
 - ⑧その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの
- (2) 指導事項
- 指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの
- (3) 意見
- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
 - ②県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

(1) 収入未済について

県税など収入未済額が前年度より減少する事例が見受けられる一方、増額となっている事例も認められたので、引き続き適正な債権管理を行い、効果的な徴収対策を講じるなど収入の確保に努めるべきである。

(2) 収入について

外来料等の収納において、現金での収納分を現金出納簿に登録していない事例、自動販売機に係る県有財産貸付契約において、現金で徴収した入札保証金が現金出納簿に登録されていない事例などが認められたので、収入事務の適正な執行に努めるべきである。

(3) 予算の執行について

建築物等の点検業務委託において、既の実施した外壁の点検を重ねて実施している事例、公用車の法定点検整備が実施されていない事例、融雪剤の使用量管理及び在庫管理が適正ではない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(4) 契約について

消防用設備等点検業務委託において、一部設備が不良との点検結果報告があったにもかかわらず対応がなされていない事例、予定額の積算が誤っている事例などが認められたので、入札・契約事務マニュアル等の内容をよく理解するとともに、適正な対応を行うべきである。

(5) 工事について

修繕工事において、工事完了報告書が提出されないまま検査を行っている事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(6) 補助金等について

就学支援金について、受給資格認定結果の通知を受ける前に授業料債権への公金振替がされている事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(7) 物品について

施設の閉鎖に伴い不用決定した物品を法人所有の施設内に残置している事例、毒劇物の保管・管理において、規定等に基づく点検が実施されていない事例、物品の処分において、産業廃棄物として関係法令に基づいた処理が行われていない事例などが認められたので、適正な物品の調達・管理に努めるべきである。

(8) 財産の管理について

ダム施設及び設備の不具合について、適切な対応がされていない事例、地下埋設物の設置において、国道の占用許可や普通財産の貸付が行われていない事例、漁港施

設内において、長年にわたり不法占用状態が続いており解消されていない事例などが認められたので、適正な公有財産の管理に努めるべきである。

(9) その他

公用車の車検証の有効期間が満了して更新していない状態で、公用車を使用に供していた事例などが認められたので、適正な管理を行うべきである。

第3 指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適正に事務を執行すること。

○ 危機管理監

(1) 物品

長崎県消防学校調理業務委託において、委託先に貸出した物品の貸付品管理簿が作成されていない。 [消防学校]

○ 総務部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。
[壱岐振興局管理部税務課、対馬振興局管理部税務課……県税及び加算金等]

○ 企画振興部

(1) 予算の執行

過年度に国に誤納付した雇用保険料について、時効により還付請求ができなくなっている。 [対馬振興局管理部総務課]

○ 福祉保健部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。
[東彼・北松福祉事務所、上五島福祉事務所……生活保護費返還金等]

(2) 収入

外来料等の収納において、納入通知書の発行後、現金で収納した分を現金出納簿に登記していない。 [こども医療福祉センター]

(3) 予算の執行

建築物・建築設備定期点検業務委託で、既の実施した外壁の点検を重ねて実施している。 [こども医療福祉センター]

(4) 契約

- ① ホームページ運用保守業務委託において、業務完了後遅滞なく提出させるべき完了報告書の提出を求めなかったため、履行確認が遅れ、過年度支出となっている。 [長崎こども・女性・障害者支援センター]
- ② 生活困窮者等就労準備支援事業業務委託において、委任事項が記載されていない委任状を受領し入札に参加させている。 [西彼福祉事務所]

○ 産業労働部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 [佐世保高等技術専門校……契約解除違約金]

(2) 工事

実習場ガス漏れ修繕工事において、契約書で定めた工事完了報告書が提出されないまま検査を行っている。 [佐世保高等技術専門校]

(3) 財産の管理

自動販売機設置場所に係る県有財産貸付契約において、入札保証金から契約保証金への充当が遅延している。

また、契約保証金不足分の納入がないまま、契約をしている。

[佐世保高等技術専門校]

○ 水産部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 [五島振興局上五島支所建設部管理・用地課

……漁港施設占用料等、漁港施設等使用料相当額]

(2) 契約

超小型深度・温度データロガーの購入において、100万円を超える購入であるにもかかわらず、検査下命が行われておらず、検収調書も作成されていない。 [総合水産試験場]

(3) 財産の管理

戸楽漁港施設内において、長年にわたり不法占用状態が続いており解消されていない。

また、不法占用に係る占用料相当額について請求すべきである。

[五島振興局建設部管理・用地課]

○ 農林部

(1) 収入

- ① 生産物売払収入において、販売代金を受領後、直ちに調定すべきところ遅延している。そのため、公金取扱銀行への払込みも遅延している。

[農林技術開発センター]

- ② 自動販売機設置場所に係る県有財産貸付契約において、入札当日に現金で徴収した落札者の入札保証金が現金出納簿に登録されていない。
また、入札保証金から契約保証金への充当が遅延している。[農業大学校]
- (2) 予算の執行
運行開始前等に日常点検を実施する必要がある公用車について、必要な日常点検が行われていない。 [肉用牛改良センター]
- (3) 契約
- ① 総合廃液処理施設保守点検業務委託において、装置異常の早期発見を行うための委託であるのに、仕様書に定める点検指示事項について点検結果を確認できないものがあり、履行確認が不十分である。
[農林技術開発センター]
- ② 産業廃棄物収集・運搬及び処分業務の予定額及び予定価格の積算において、参考見積の産業廃棄物税相当額を含む処分単価を採用しているにもかかわらず、別途産業廃棄物税相当額を計上している。
[農林技術開発センター]
- ③ 庁舎の警備業務委託において、仕様書どおりに委託業務が実施されていない。
[肉用牛改良センター]
- (4) 物品
毒劇物の保管・管理において、毒物劇物危害防止規定に基づく点検が実施されていない。 [肉用牛改良センター]
- (5) その他
公用車の車検証の有効期間が満了して更新していない状態で、公用車を使用に供していた。 [肉用牛改良センター]

○ 土木部

- (1) 収入未済
- ① 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。
[対馬振興局建設部管理課……過払い報酬の返還金]
- ② 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。
[対馬振興局建設部管理課
……一般会計、港湾施設整備特別会計：港湾施設使用料等]
- (2) 予算の執行
- ① 融雪剤として使用する塩化カルシウム購入等契約において、納品時に現品確認をしておらず履行確認が適正ではない。
また、その後の使用量管理及び在庫管理が適正ではない。
[県央振興局建設部道路第一課]

- ② 融雪剤として使用する塩化カルシウムについて、使用量管理及び在庫管理が適正ではない。

[五島振興局建設部道路課、五島振興局上五島支所建設部建設課]

- ③ 融雪剤として使用する塩化カルシウムについて、在庫の必要数量の積算根拠が明確でない。また、在庫の中には湿気等により固まって使用に支障があるものが多数生じており、緊急時の対応体制及び在庫管理が不十分である。

[杵岐振興局建設部建設課]

- ④ 公用車について、法定点検整備が実施されていない。

[県央振興局建設部河港課、対馬振興局建設部対馬空港管理事務所]

(3) 契約

- ① 一般国道 207 号他 18 線道路清掃業務委託において、県所有の道路清掃車の整備不良により、清掃業務が委託契約の計画どおりに実施されていない。

[県央振興局建設部道路第一課]

- ② 福江空港駐車場周辺緑地管理業務委託において、予定額の算出根拠が不明確である。

[五島振興局建設部福江空港管理事務所]

(4) 物品

無人航空機（ドローン）の使用に当たり、「無人航空機運用方針（試行）」に基づいた対応が行われていない。

[五島振興局建設部管理・用地課、五島振興局上五島支所建設部管理・用地課、対馬振興局建設部河港課]

(5) 財産の管理

- ① 県央振興局が所管しているダム施設及び設備の不具合について、適切な対応がされていない。

[県央振興局建設部河港課]

- ② 給水管の設置において、廃道敷部分の普通財産の貸付が行われていない。

[五島振興局建設部管理・用地課]

- ③ 埋設海水送水管が横断する国道の占用許可並びに廃道敷部分の普通財産貸付が行われていない。

[五島振興局建設部管理・用地課]

○ 教育庁

(1) 予算の執行

- ① 公用車について、法定点検整備が実施されていない。

[大村城南高等学校]

- ② 運行開始前等に日常点検を実施する必要がある公用車について、必要な日常点検が行われていない。

[大村城南高等学校]

- ③ 特別支援学校教育就学奨励費に係るタブレット周辺機器の購入において、施行何を作成していない。

[鶴南特別支援学校]

(2) 契約

- ① 消防用設備等点検業務委託において、屋内消火栓設備及び防排煙制御設備が不良との点検結果報告があったにもかかわらず、対応がなされていない。
[北松西高等学校]
- ② 自家用電気工作物保安管理業務委託において、予定額及び予定価格の積算単価が改定されているにもかかわらず、前回施行同時の単価をそのまま採用している。
[希望が丘高等特別支援学校]

(3) 物品

- ① 購入実績（消耗品等出納簿記載）があるものの毒物・劇物管理簿に記載がないものがある。
また、毒物・劇物については学期毎に点検することとなっているが、管理簿に点検・確認記録が残されていない。
[島原農業高等学校]
- ② 公用車の運転について、公用車等運転確認簿による所属長等の確認が行われていない。
[大村城南高等学校]
- ③ 飲料水冷却器の処分において、新たに飲料水冷却器を購入した業者にフロン回収破壊処理及び産業廃棄物処理をさせている。
また、フロンを含む処分費を新規購入費に含めて、備品購入費で支出している。
[小浜高等学校]
- ④ 毒劇物の学期ごとの定期検査が行われていない。また、劇物で使用されていない物が数多く存在し、使用の見込みがないまま保管されている。
[小浜高等学校]
- ⑤ 不用決定した物品について、法人の所有する施設内に残置しており、処分方法を早急に検討すべきである。
[諫早特別支援学校]

○ 警察本部

(1) 予算の執行

- ① 舟艇用燃料単価契約において、指名委員会を開催せずに、入札参加業者の選定、指名を行っている。
[新上五島警察署]
- ② 舟艇用燃料単価契約において、契約保証金の額が不足している。
[新上五島警察署]
- ③ 車両用燃料の単価契約において、指名委員会を開催せずに、入札参加業者の選定、指名を行っている。
[佐世保警察署]

(2) 物品

- 写真機外7点の処分において、産業廃棄物として関係法令に基づいた処理が行われていない。
[稲佐警察署]

第4 意見

財務事務の執行に関して、執行機関等に対し改善・検討などを促すことが必要と認められるものは、以下のとおりである。

(1) 県有施設・設備等の維持管理について

本年度前期・後期の監査の結果、施設・設備の保守点検に係る業務委託において、消防用設備やダムの電源設備や観測装置の故障や不調が報告されているのにもかかわらず、修繕等の対応がなされていない事例が散見された。

特に、近年、記録的な集中豪雨やそれに伴う自然災害が頻発しており、県民の生命・財産を守る施設・設備については速やかに対処することが必要である。

修繕等には多額の費用を要するものもあり、経済性・効率性・有効性を踏まえた計画的な修繕・整備を行い、適切な維持管理を行うべきである。

[河川課、港湾課、教育環境整備課]

(2) 予定価格が3万円を超えない物品購入について

物品の購入については、長崎県財務規則第106条（見積書の徴取等）第1項の規定で2者以上の見積書を徴取する必要があるが、その予定価格が3万円を超えないものにあつては同条第3項の規定により見積書の徴取を省略し、1者へ発注できることとされている。

今回、物品購入伺簿を確認したところ、一部の所属において3万円を若干下回る予定価格で、同一日若しくは近接した日に、同一業者へ発注している事例が目立った。安易に1者発注を行うことは、競争性・透明性を損なうおそれがある。

については、調達物品の購入数量・時期を適切に把握し、計画的な発注に努めることや、反復的に調達が必要となる物品については、単価契約を行うなど各所属における工夫を促すとともに、経済性・効率性の観点からも物品調達に係る内部チェックの強化に努めるよう指導の徹底を図るべきである。

[会計課、教育環境整備課]

(3) 「ながさき収穫感謝祭」にかかる負担金の支出について

地産地消や食育の推進などを図るため、県下各地域で開催されている「ながさき収穫感謝祭」においては、農業協同組合や商工会等を構成員とする実行委員会に各振興局が参加し、負担金を支出している。

農山村対策室が定めている当該祭にかかる事務取扱方針においては、負担金額について「予算の範囲内とし、50万円を上限とする」と規定しているところである。

平成29年度、各振興局は負担金を支出することとなった経緯や負担金の算定根拠を十分に理解しないまま、各実行委員会へ一様に50万円（計7件）を支出しており、また、必ずしも当初事業目標を達成できていないものもある。

については、負担金のあり方や、事業執行の方針について検討するべきである。

[農山村対策室]

(別 紙)

1 実地監査

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
県央振興局	平成30年12月19日	濱本磨毅穂 砺山 和仁 渡辺 敏勝 中島 浩介
五島振興局	平成30年11月15日	濱本磨毅穂 砺山 和仁 渡辺 敏勝 中島 浩介
五島振興局上五島支所	平成30年11月16日	濱本磨毅穂 渡辺 敏勝
壱岐振興局	平成30年11月5日	濱本磨毅穂 砺山 和仁 渡辺 敏勝 中島 浩介
対馬振興局	平成30年11月6日	濱本磨毅穂 砺山 和仁 渡辺 敏勝 中島 浩介
[総務部関係]		
東京事務所	平成30年11月9日	濱本磨毅穂
[福祉保健部関係]		
長崎こども・女性・障害者支援センター	平成31年1月15日	濱本磨毅穂 渡辺 敏勝
佐世保こども・女性・障害者支援センター	平成31年1月22日	砺山 和仁 中島 浩介
こども医療福祉センター	平成31年1月15日	砺山 和仁 中島 浩介
[産業労働部関係]		
佐世保高等技術専門学校	平成31年1月22日	砺山 和仁 中島 浩介
[水産部関係]		
総合水産試験場	平成31年1月16日	砺山 和仁 渡辺 敏勝
[農林部関係]		
農林技術開発センター	平成31年1月15日	砺山 和仁 中島 浩介
肉用牛改良センター	平成31年1月23日	濱本磨毅穂 渡辺 敏勝
[土木部関係]		
石木ダム建設事務所	平成31年1月16日	濱本磨毅穂 中島 浩介

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
[教育庁関係]		
長崎北陽台高等学校	平成31年1月16日	砺山 和仁 渡辺 敏勝
長崎明誠高等学校	平成31年1月16日	砺山 和仁 渡辺 敏勝
佐世保西高等学校	平成31年1月23日	砺山 和仁 中島 浩介
宇久高等学校	平成31年1月23日	砺山 和仁 中島 浩介
島原農業高等学校	平成31年1月10日	濱本磨毅穂 中島 浩介
大村城南高等学校	平成31年1月15日	砺山 和仁 中島 浩介
猶興館高等学校	平成31年1月23日	濱本磨毅穂 渡辺 敏勝
上対馬高等学校	平成30年11月5日	濱本磨毅穂 中島 浩介
西彼杵高等学校	平成31年1月16日	砺山 和仁 渡辺 敏勝
小浜高等学校	平成31年1月10日	砺山 和仁 渡辺 敏勝
北松西高等学校	平成31年1月23日	砺山 和仁 中島 浩介
清峰高等学校	平成31年1月22日	濱本磨毅穂 渡辺 敏勝
上五島高等学校	平成30年11月16日	濱本磨毅穂 渡辺 敏勝
中五島高等学校	平成30年11月16日	砺山 和仁 中島 浩介
ろう学校	平成31年1月16日	濱本磨毅穂 中島 浩介
佐世保特別支援学校	平成31年1月22日	濱本磨毅穂 渡辺 敏勝
虹の原特別支援学校	平成31年1月15日	砺山 和仁 中島 浩介
鶴南特別支援学校	平成31年1月15日	濱本磨毅穂 渡辺 敏勝
希望が丘高等特別支援学校	平成31年1月15日	砺山 和仁 中島 浩介
諫早特別支援学校	平成31年1月10日	砺山 和仁 渡辺 敏勝

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
[警察署関係]		
長崎警察署	平成31年1月15日	濱本磨毅穂 渡辺 敏勝
稲佐警察署	平成31年1月15日	濱本磨毅穂 渡辺 敏勝
雲仙警察署	平成31年1月10日	砺山 和仁 渡辺 敏勝
南島原警察署	平成31年1月10日	濱本磨毅穂 中島 浩介
川棚警察署	平成31年1月16日	濱本磨毅穂 中島 浩介
平戸警察署	平成31年1月23日	濱本磨毅穂 渡辺 敏勝
新上五島警察署	平成30年11月16日	砺山 和仁 中島 浩介
対馬北警察署	平成30年11月5日	砺山 和仁 渡辺 敏勝

2 書面監査

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
[危機管理監関係]		
消防学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
[県民生活部関係]		
諫早食肉衛生検査所	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
川棚食肉衛生検査所	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
計量検定所	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
[福祉保健部関係]		
西彼福祉事務所	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
東彼・北松福祉事務所	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
上五島福祉事務所	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
[福祉保健部こども政策局関係]		
開成学園	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
[産業労働部関係]		
長崎高等技術専門校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
[農林部関係]		
農業大学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
[教育庁関係]		
埋蔵文化財センター	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
教育センター	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
長崎図書館	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
対馬歴史民俗資料館	平成31年2月15日	濱本磨毅穂

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
長崎東中学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保北中学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
諫早高等学校附属中学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
長崎東高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
長崎西高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
長崎南高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
長崎北高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
長崎工業高等学校・定時制	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
長崎鶴洋高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
鳴滝高等学校定時制・通信制	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保南高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保北高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保工業高等学校・定時制	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
鹿町工業高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保商業高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保東翔高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保中央高等学校定時制・通信制	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
島原高等学校・定時制	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
島原工業高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
島原商業高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
諫早高等学校・定時制	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
西陵高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
諫早東高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
諫早農業高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
諫早商業高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
大村高等学校・定時制	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
大村工業高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
北松農業高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
平戸高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
松浦高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
対馬高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
豊玉高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
老岐高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
老岐商業高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
五島高等学校・定時制	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
五島南高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
奈留高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
五島海陽高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
大崎高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
西彼農業高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
国見高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
口加高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
島原翔南高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
川棚高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
波佐見高等学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
盲学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
島原特別支援学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
川棚特別支援学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
長崎特別支援学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
諫早東特別支援学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
大村特別支援学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
桜が丘特別支援学校	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
[警察署関係]		
大浦警察署	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
浦上警察署	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
時津警察署	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
西海警察署	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
島原警察署	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
大村警察署	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
早岐警察署	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保警察署	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
相浦警察署	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
江迎警察署	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
松浦警察署	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
五島警察署	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
壱岐警察署	平成31年2月15日	濱本磨毅穂
対馬南警察署	平成31年2月15日	濱本磨毅穂

平成 30 年度

財政援助団体等監査

監 査 結 果

長崎県監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
第2	監査の結果	
1	総括	1
2	指摘事項等件数	1
3	指摘事項及び意見	2
(1)	長崎県公立大学法人	2
(2)	学校法人 玉木学園	2
(3)	学校法人 鶴鳴学園	3
(4)	学校法人 西海学園	3
(5)	公益財団法人 ながさき地域政策研究所	3
(6)	公益財団法人 雲仙岳災害記念財団	5
(7)	株式会社 乃村工藝社	5
(8)	公益財団法人 長崎県国際交流協会	7
(9)	公益財団法人 県民ボランティア振興基金	8
(10)	一般財団法人 長崎県浄化槽協会	8
(11)	一般社団法人 佐世保市医師会	9
(12)	長崎県中小企業団体中央会	9
(13)	諫早商工会議所	9
(14)	公益社団法人 長崎県林業公社	10
(15)	一般社団法人 長崎県林業コンサルタント	11
(16)	長崎県道路公社	12
(17)	公益財団法人 長崎県育英会	13
(18)	西彼青年の家施設運営協会	14
(19)	長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社	14
4	指導事項	15
(別紙)	平成30年度財政援助団体等監査の実施状況	16

平成30年度財政援助団体等監査 監査結果

第1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成30年度財政援助団体等監査を平成30年8月22日から平成31年2月15日までの期間において、原則として平成29年度を対象として34団体について実施した。

監査対象団体、監査年月日、財政援助等の内容及び監査にあたった監査委員は、別紙のとおりである。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、是正、改善または検討を要する事項が認められたので、該当した団体についての適切な指導を主務課に求めるとともに、主務課に対するものについては直接是正等を求めた。

2 指摘事項等件数

区 分	指 摘 事 項		指 導 事 項		意 見		合 計	
	団体数	件数	団体数	件数	団体数	件数	団体数	件数
団体に対するもの	13	25	17	40	9	9	23	74
主務課に対するもの	4	4	5	7	0	0	6	11
合 計	—	29	—	47	—	9	—	85

※1 合計欄の団体数については、重複分を除いている。

※2 監査結果は、次の区分により取り扱う。

- (1) 指摘事項
- ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの
 - ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
 - ③ 収入確保に適切な措置を要するもの
 - ④ 予算を目的外に支出しているもの
 - ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
 - ⑥ 経済性・効率性、有効性の観点から改善を要するもの
 - ⑦ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
 - ⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2)指導事項 指摘事項の項目に該当するもののうち、輕易と認められるもの

(3)意見 ① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

3 指摘事項及び意見

(1) 長崎県公立大学法人

指摘事項

ア 現金出納簿について（シーボルト校）

証明書発行手数料を郵便為替により受領する場合に、受領日ではなく、数日分をまとめて現金出納簿に記載している。

適正に記載すること。

イ 授業料に係る振込手数料等の負担について（シーボルト校）

授業料の負担がない交換留学生と授業料を負担すべき私費留学生の区分を誤っているものがある。

また、それにより、当年度末で未納となっていた留学生に係る授業料の振込に際して、必要な決裁を受けることなく、振込手数料等を当法人が負担している。

適正な手続きを行うこと。

ウ 契約事務について（佐世保校）

当法人契約事務取扱規程に、予定価格が250万円以上の場合は競争入札に付し予定価格調書を作成するとされ、また、契約金額が250万円以上の場合は契約書を作成すると規定されている。

しかしながら、予定価格及び契約金額を消費税抜きで判断したため、これらの手続きがなされていないものがある。

適正な事務処理を行うこと。

(2) 学校法人 玉木学園

指摘事項

ア 領収書について

授業料等に係る領収書について、連続番号が付されていない。

現金に係る事故を防止するため、事前に領収書に番号を付した上で使用すること。

(3) 学校法人 鶴鳴学園

指摘事項

ア 補助金の過大交付について（幼稚園）

長崎県私立学校教育振興費補助金（うち幼稚園教諭の処遇改善加算分）として、補助対象基準額749,000円の2分の1の額である374,000円の交付を受けている。

しかしながら、補助対象となる支給実績額は400,000円であり、この額の2分の1の額である200,000円が正当な補助金額となるため、差額の174,000円について県に返還すること。

指摘事項（対象：こども未来課）

ア 補助金の過大交付について（幼稚園）

長崎県私立学校教育振興費補助金（うち幼稚園教諭の処遇改善加算分）として、補助対象基準額749,000円の2分の1の額である374,000円を交付している。

しかしながら、補助対象となる支給実績額は400,000円であり、この額の2分の1の額である200,000円が正当な補助金額となるため、差額の174,000円について、法人に返還を求めること。

(4) 学校法人 西海学園

指摘事項

ア 現金出納簿について

幼稚園における保育料等の現金収入について、銀行へ預け入れするまでの間は、金庫に保管しているが、現金出納簿に記載していない。

現金事故を防止する観点から、現金出納簿を整備すること。

(5) 公益財団法人 ながさき地域政策研究所

指摘事項

ア 自主事業について

当法人の自主事業として「ながさきめぐりあい事業」を実施しているが、次のとおり是正すべき点があるので、適正な会計処理を行

うこと。

(ア) 参加手数料振込口座の簿外管理について

自主事業で実施される各種イベントについては、それぞれの主催者が参加者から参加手数料を徴収して、その都度、当法人の口座へ振り込んでいるが、同口座は簿外管理となっており、同口座に振り込まれた参加料をまとめて当法人管理の別の口座に振り替えた段階で当法人の収益として取り扱っている。

そのため、各主催者からの振込時期と当法人の収益計上時期が異なっており、また、当年度末までに振り込まれた参加手数料の一部が未収金として取り扱われている。

(イ) 参加手数料振込口座の利息について

参加手数料が振り込まれている口座に係る当年度末までの利息が雑収益として計上されていない。

(ウ) 自主事業収益の計上額について

当法人の自主事業収益が、県への報告人数を元に算定した参加手数料よりも47,971円少なく計上されている。

イ 長崎県婚活サポートセンター事業に係る会員登録費用入金専用口座の簿外管理について

長崎県からの受託事業である長崎県婚活サポートセンター事業において、会員登録費用の徴収を行い、四半期ごとに県へ納付しているが、その入金専用口座が簿外管理となっており、それらが当法人の会計外で行われている。

簿外管理を見直し、預り金などによる当法人の会計処理を行うこと。

ウ 契約事務について

冊子印刷業務について、支出額が100万円を超えているにもかかわらず、随意契約としており、また、契約書の作成を省略しているが、その理由について、当法人の財務規程上の根拠等が施行伺に明記されていない。

適正な事務処理を行うこと。

(6) 公益財団法人 雲仙岳災害記念財団

指摘事項

ア リニューアル工事関係に係る入札について

長崎県財務規則を準用して行われた「雲仙岳災害記念館における展示施設更新工事（建築工事・設備工事）の工事監理業務」の入札について、代表者印が押印されていなかった入札書を無効処理していない。

適正な事務処理を行うこと。

意見

ア 施設の利用状況について（雲仙岳災害記念館）

当年度の有料入館者は目標 84,000 人に対し 67,084 人（対計画比 79.9%）、無料入館者は目標 21,000 人に対し 20,509 人（対計画比 97.7%）となり、いずれも目標を下回る結果となっている。

しかしながら、当年度末に行なった大規模リニューアル工事により、平成30年度は有料入館者数、無料入館者数ともに急増し、12月末現在で、年間目標を既に達成している。

当該リニューアルの効果が一時的なものとならないよう、今後とも引き続き、利用促進に向け積極的に取り組むべきである。

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
有料入館者	目 標	115,000	100,000	84,000
	実 績	95,236	76,880	67,084
	対計画比	82.8	76.9	79.9
	対前年比	—	80.7	87.3
無料入館者	目 標	22,100	23,000	21,000
	実 績	22,058	23,357	20,509
	対計画比	99.8	101.6	97.7
	対前年比	—	105.9	87.8
合 計	目 標	137,100	123,000	105,000
	実 績	117,294	100,237	87,593
	対計画比	85.6	81.5	83.4
	対前年比	—	85.5	87.4

(7) 株式会社 乃村工藝社

指摘事項

ア 収蔵資料の管理について（長崎歴史文化博物館）

毎年度計画的に行っている収蔵資料の点検において、当年度の点検を行った収蔵資料のうち3点が所定の収蔵場所にないことが確認されている。

所在が不明となった所蔵資料の発見に努めるとともに、再発防止のために収蔵資料の適正な保存管理に努めること。

イ 基本協定書の別紙について（長崎歴史文化博物館）

基本協定書に添付されている利用料金を定めた別紙について、本文に記載されていない。

また、別紙の番号が本文の記載内容と異なっているものがある。
本文の記載内容と別紙を整合させること。

ウ 資料熟覧等の使用料について（長崎歴史文化博物館）

収蔵資料の熟覧等に係る使用料について、県及び長崎市の担当者との協議により了承を受けたうえで、商業用に使用する場合の料金額を決定しているが、基本協定書に規定する知事への承認申請を行っていない。

適正な事務処理を行うこと。

意見

ア 施設の利用状況について（長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム）

当法人は、ホームページや県、市の広報媒体等を活用したPRのほか、他の施設と連携した相互割引、市内各種イベントへのブース出展、県民無料開放日の設定及び認知度向上のための1階ホールでのイベント開催など様々な取り組みを行い利用促進に努めている。

しかしながら、利用者数は、平成28年4月に発生した熊本地震の影響により、団体ツアー客や修学旅行のキャンセルが相次ぎ、平成27年度に13,057人であったものが、平成28年度には7,747人と大幅に減少し、さらに当年度は7,047人となり、目標の13,000人を大幅に下回っている。

今後とも、団体客誘致のための営業活動の強化や施設の知名度アップのための活動を強化するとともに、魅力ある事業を展開して、より一層の集客対策に努めるべきである。

○利用者数の推移（単位：人、%）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標利用者数	12,500	16,500	13,000
実績利用者数	13,057	7,747	7,047
目標達成率	104.5	47.0	54.2

指摘事項（対象：文化振興課）

ア 基本協定書の別紙について（長崎歴史文化博物館）

基本協定書に添付されている利用料金を定めた別紙について本文に記載されていない。

また、別紙の番号が本文の記載内容と異なっているものがある。本文の記載内容と別紙を整合させること。

(8) 公益財団法人 長崎県国際交流協会

意見

ア 経営状況について

当年度の正味財産増減計算書では、経常収益が45,126千円、経常費用が49,179千円で、当期経常増減額は4,053千円の赤字となっている。経常外収益及び経常外費用はなく、当期一般正味財産増減額も同額の赤字となっている。

なお、事業の積立資産等が25,866千円あるが、一部取り崩して事業を実施しているため、毎年減少し続けている。

事業のあり方を検討し収益の確保に努めるとともに、収支相償を確保しながら収支改善に努めるべきである。

○正味財産増減計算書 (単位:千円)

科 目		平成29年度	平成28年度	増減
一般正味財産増減の部	経常収益合計	45,126	40,981	4,145
	経常事業費	41,742	39,298	2,443
	減の部			
	管理費	7,438	7,107	331
	経常費用合計	49,179	46,405	2,774
	当期経常増減額	△ 4,053	△ 5,424	1,371
	経常外増減の部			
	経常外収益	0	2,915	△ 2,915
	経常外費用	0	0	0
	当期経常外増減額	0	2,915	△ 2,915
当期一般正味財産増減額	△ 4,053	△ 2,509	△ 1,544	
一般正味財産期首残高	37,813	40,323	△ 2,509	
一般正味財産期末残高	33,760	37,813	△ 4,053	
指定正味財産増減の部	基本財産評価益	12,286	0	12,286
	基本財産売却益	0	2,915	△ 2,915
	基本財産運用益	15,392	15,509	△ 117
	基本財産評価損	△ 5,821	△ 35,102	29,281
	一般正味財産への振替額	△ 15,392	△ 18,424	3,032
	当期指定正味財産増減額	6,465	△ 35,102	41,567
指定正味財産期首残高	923,052	958,154	△ 35,102	
指定正味財産期末残高	929,517	923,052	6,465	
正味財産期末残高	963,277	960,865	2,412	

○積立資産等 (単位:千円)

科 目	H29	H28	増減
減価償却引当資産	4,866	4,812	55
日韓友好交流促進事業基金積立資産	7,000	8,000	△ 1,000
留学生住宅保証基金積立資産	1,000	1,000	0
施設確保基金積立資産	7,000	7,000	0
財政調整積立資産	4,000	5,000	△ 1,000
国際交流フェスティバル事業準備資金	2,000	4,000	△ 2,000
合 計	25,866	29,812	△ 3,945

※端数処理(四捨五入)の関係上、合計と内訳が一致しないものがある。

(9) 公益財団法人 県民ボランティア振興基金

指摘事項

ア 共通経費の配賦について

公益目的事業会計と法人会計間の共通経費の配賦について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な処理を行うこと。

(ア) 人件費の配賦について

人件費の配賦割合の算定において、各業務の従事割合を誤って計算している。

また、配賦割合算定の基礎となる各業務の従事時間数について、公益法人認定時の数値を検証することなくそのまま使用している。

(イ) 人件費以外の経費の配賦について

公益目的事業会計及び法人会計の両方で使用しているパソコン関係経費について、全額を公益目的事業会計で計上している。

また、広告宣伝費について公益目的事業会計7：法人会計3で按分して配賦しているが、その算定根拠が不明である。

(10) 一般財団法人 長崎県浄化槽協会

意見

ア 検査率等について

法定検査の検査率について、平成28年度の99.4%に対し、当年度は95.0%であり、前年度比で4.4ポイント低下している。

このため、既に、人員不足の解消や検査事務所の管轄区域の見直しにより検査効率を高めるなどの取り組みを行っているところであるが、全数検査の達成に向け、引き続き努めるべきである。

併せて、今後、検査員の定年等の退職が続くことが考えられるため、大幅な欠員が出ないように採用計画を立てるべきである。

また、受検拒否者対策については、行政（県、長崎市、佐世保市）との連携を密にし、解消に努める必要がある。

○法定検査状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置届出基数	70,724	72,284	73,485
検査対象外基数 (休止、廃止未届等)	8,484	9,417	10,136
検査対象基数(A)	62,240	62,867	63,349
検査実施基数(B)	59,444	62,505	60,183
検査率(B/A)	95.5%	99.4%	95.0%

○受検拒否発生件数

平成27年度	281
平成28年度	141
平成29年度	187

(11) 一般社団法人 佐世保市医師会

指摘事項

ア 各種証明書発行に係る会計処理について

当法人の会計処理規程に、「収納した金銭は、ただちに金融機関に預け入れなければならない」と規定されている。

しかしながら、在学証明書、成績証明書等の発行手数料について、年度中4回にまとめて預金に入金し、収入処理している。

さらに、平成30年3月28日に看護科で発行した証明書の発行手数料について、平成30年度の収入として5月2日に入金処理している。適正な会計処理を行うこと。

(12) 長崎県中小企業団体中央会

指摘事項（対象：産業政策課）

ア 補助金に係る経費の流用範囲について

長崎県中小企業連携組織対策事業補助金に係る経費の流用について、長崎県中小企業団体中央会は平成27年3月に県へ問い合わせ以来、当補助金の基礎事業のうち、扶養手当、住居手当及び超過勤務手当の3手当間のみ流用できると整理しており、当年度も同様の考え方で実績報告を行った結果、351,009円補助金を返還している。

しかしながら要綱上、流用範囲が3手当に限定されたものではないことから、3手当以外にも流用していたとすれば返還の必要がなかったものと考えられる。

流用できる範囲を整理し明確にするとともに、団体に対し、周知徹底を図ること。

(13) 諫早商工会議所

指摘事項

ア 休日勤務手当の支給について

土曜日に確定申告の指導等の業務に従事した職員に対して、確定申告休日勤務手当として、一律に1万円を支給している。

関係法令等に照らし、適正に支給すること。

イ 会議出席時の時間外勤務手当の支給について

夜間、外部で開催される会議に職員が出席する際に、定額で1時間当たり2千円の時間外勤務手当を支給している。

関係法令等に照らし、適正に支給すること。

(14) 公益社団法人 長崎県林業公社

指摘事項

ア 契約事務について

契約事務について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。

(ア) 公社造林請負契約書について

公社造林請負契約書について、入札額に係る消費税の算定を間違っているため、請負金額を誤っているものがある。

(イ) 売買契約書について

立木の売買契約において、契約保証金の納入、売払代金の入金日及び物件の引渡し日について、契約書に記載された内容のとおりを実施されていないものがある。

意見

ア 経営状況について

当年度の正味財産増減計算書では、経常増減額が83,172千円の黒字、経常外増減額が143,494千円の赤字であり、一般正味財産増減額は60,322千円の赤字となっている。

この結果、当年度の一般正味財産期末残高は△165,853千円となっている。

当法人は、海外輸出やバイオマス材等未利用材の販売などにより収益の確保を図っているところであるが、今後とも、平成29年2月に策定した第7次経営計画を推進し、さらなる安定的な伐採収入の確保に努めるべきである。

○正味財産増減計算書

(単位:千円)

勘定科目		平成29年度	平成28年度	増減
一般正味財産増減の部	經常収益計	1,040,271	1,096,999	△ 56,728
	經常費用計	1,165,875	1,221,051	△ 55,176
	森林資産勘定振替前			
	經常増減額	△ 125,604	△ 124,052	△ 1,552
	森林資産勘定振替額	208,776	143,305	65,472
	当期經常増減額	83,172	19,253	63,919
	經常外収益	0	0	0
	經常外費用	143,494	33,787	109,707
	当期經常外増減額	△ 143,494	△ 33,787	△ 109,707
	当期一般正味財産増減額	△ 60,322	△ 14,534	△ 45,788
一般正味財産期首残高	△ 105,532	△ 90,999	△ 14,533	
一般正味財産期末残高	△ 165,853	△ 105,532	△ 60,322	
指定正味財産	受取補助金等	152,964	59,672	93,292
	一般正味財産への振替額	△ 78,340	△ 37,350	△ 40,989
	当期指定正味財産増減額	74,625	22,322	52,304
	指定正味財産期首残高	12,153,397	12,131,076	22,321
	指定正味財産期末残高	12,228,022	12,153,397	74,625
	当期正味財産増減額計	14,304	7,788	6,516
正味財産期末残高		12,062,168	12,047,865	14,302

※端数処理(四捨五入)の関係上、合計と内訳が一致しないものがある。

(15) 一般社団法人 長崎県林業コンサルタント

意見

ア 施設の利用状況について(長崎県民の森)

当年度においては、木工教室など従来からのイベント開催に加え、フェイスブックページの開設やラジオスポット広告などによる情報発信を行うとともに、ボルダリング施設やフリーWi-Fi設備の設置による利用者の利便性の向上に努めるなど施設の利用促進を図っている。

しかしながら、当年度の来園者数は、天候の影響等により前年度よりも減少しており、目標来園者数も達成していない。

今後とも、効果的な情報発信や利用者のニーズを反映した施設運営を行い、さらに利用促進に努めるべきである。

○来園者数の推移

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
来園者数	142,781	143,796	142,215
目標来園者数	146,000	146,000	146,000
差	△ 3,219	△ 2,204	△ 3,785
うち有料	22,771	23,246	20,915

(16) 長崎県道路公社

指摘事項

ア 決裁権限について

西海パールライン有料道路及びながさき女神大橋道路回数通行券等印刷（第4回）の発注（契約額2,434千円）に係る伺いについて、常務理事までの決裁とすべきところ、総務部長までの決裁となっている。

適正な事務処理を行うこと。

イ 契約変更について

川平有料道路維持改良工事について、契約変更伺いの決裁日以前の日付で契約変更申込を行い、契約変更請書の日付も同日となっている。

適正な事務処理を行うこと。

意見

ア 経営状況について

当法人が現在、管理運営している4路線のうち、当年度の通行台数において、計画台数を上回っている路線は2路線のみであり、残りの2路線は計画台数を下回っている。

また、収支状況では、当年度において、計画以上に償還準備金を繰り入れている路線は3路線であり、1路線は計画を下回っている。

今後、施設の長寿命化対策等による費用の増加も懸念されるので、引き続き経営改善に努めるべきである。

○通行台数の計画と実績対比(平成29年度) (単位:台/日)

路線名	計画	実績	計画比
川平有料道路	14,981	17,433	116.4%
西海パールライン有料道路	8,241	8,021	97.3%
ながさき出島道路	13,956	7,722	55.3%
ながさき女神大橋道路	6,934	8,660	124.9%
計	44,112	41,836	94.8%

○償還準備金の計画と実績対比(平成29年度) (単位:千円)

路線名	計画	実績	差引額
川平有料道路	399,943	509,994	110,051
西海パールライン有料道路	213,080	229,775	16,695
ながさき出島道路	83,545	62,708	△ 20,837
ながさき女神大橋道路	△ 57,372	11,539	68,911
計	639,196	814,016	127.3%

(17) 公益財団法人 長崎県育英会

指摘事項

ア 奨学金返還に係る滞納について

当法人は、奨学金返還に係る滞納については、延滞初期での振替不能通知送付、督促、東京簡易裁判所所管の督促手続オンラインシステムの活用、債権回収会社への委託、延滞金徴収等の予告など様々な方法により回収に取り組んでいる。

しかしながら、近年滞納額が増える傾向にあり、当年度末の滞納額は166,044千円となっていることから、新たな滞納の発生防止に努めるとともに、引き続き滞納の解消に取り組むこと。

意見

ア 経営状況について

当年度の正味財産増減計算書では、一般正味財産増減の部において、経常増減額が8,297千円の赤字で、一般正味財産増減額も同額の赤字となっており、前年度に比べ8,012千円赤字額が増えている。

当法人の一般正味財産の当期末の残高は37,980千円であるが、このままの状況が続くと数年で費消してしまうおそれがあるため、資産の運用方法等について検討し、安定した財源の確保を図るべきである。

○正味財産増減計算書

(単位:千円)

勘定科目		平成29年度	平成28年度	増減
一般正味財産増減の部	経常増減の部			
	経常収益計	64,084	69,459	△ 5,375
	事業費	58,140	56,977	1,163
	管理費	14,241	12,766	1,475
	経常費用計	72,380	69,743	2,637
	当期経常増減額	△ 8,297	△ 285	△ 8,012
	経常外増減の部			
	経常外収益	0	0	0
	経常外費用	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 8,297	△ 285	△ 8,012	
一般正味財産期首残高	46,277	46,561	△ 284	
一般正味財産期末残高	37,980	46,277	△ 8,297	
指定正味財産増減の部	受取寄付金	10,376	7,025	3,351
	基本財産運用益	158	158	0
	特定資産運用益	16,536	17,443	△ 907
	雑収益	8,845	6,971	1,874
	一般正味財産への振替額	16,417	17,334	△ 917
	当期指定正味財産増減額	19,498	14,263	5,235
	指定正味財産期首残高	12,146,572	12,132,309	14,263
指定正味財産期末残高	12,166,070	12,146,572	19,498	
正味財産期末残高	12,204,050	12,192,849	11,201	

※端数処理(四捨五入)の関係上、合計と内訳が一致しないものがある。

(18) 西彼青年の家施設運営協会

意見

ア 施設の利用状況について（長崎県立西彼青年の家）

当法人は、県・市の広報誌への掲載、フェイスブックの開設など広報・PR活動を行なっている。

また、ダイレクトメール送付によるリピーター確保や地域に出向き出前講座を行うなど、利用促進にも努めている。

しかしながら、当年度の施設の利用者数は、少子化の影響などにより、目標利用者数を達成することができず、前年度と比べても減少している。

今後とも、PR活動やモニタリングを継続し、利用者のニーズにあった施設の利用促進に努めるべきである。

○利用者数の推移 (単位:人、%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
幼児	631	498	506
小学生	5,653	4,608	4,731
中学生	3,872	4,218	3,775
高校生	801	965	882
大学・高専	1,721	1,934	2,310
青年	68	129	189
成人			
引率指導者	802	698	721
その他	3,587	4,085	3,752
合計	17,135	17,135	16,866
目標	18,100	17,500	17,300
達成率	94.7	97.9	97.5

(19) 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社

指摘事項（対象：体育保健課）

ア 施設利用者数の目標値設定について

長崎県立総合体育館、長崎県営野球場及び長崎県小江原射撃場の3施設に係る利用者数の目標値設定に関して、指定管理者と意思疎通を図っていなかったため、県所管課と指定管理者とで別々の目標値を設定している（3施設合計の目標値：県所管課501,310人、指定管理者440,000人）。

目標値の設定に当たっては、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。

4 指導事項

項 目		団 体 数	件 数
団 体	会 計 処 理	9	19
	補 助 金	5	9
	事 務 処 理	6	6
	規 程 等 の 整 備	2	2
	契 約	1	2
	未 収 金	1	1
	物 品 等 管 理	1	1
	合 計	17	40
主 務 課	補 助 金	3	3
	契 約	1	1
	指 定 管 理 業 務	1	1
	物 品 等 管 理	1	2
	合 計	5	7

※ 合計欄の団体数については、重複分を除いている。

(別紙)

平成30年度財政援助団体等監査の実施状況

1 総務部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
長崎県公立大学法人	平成31年1月23日	出資	出資率 100%	15,566,566,100円	濱本 磨毅 砺山 和仁 渡辺 敏勝 中島 浩介
	平成30年10月15日,16日,18日	交付金	長崎県公立大学法人運営費交付金	1,634,971,000円	
		補助金	長崎県公立大学法人施設整備事業費補助金	62,016,318円	
		補助金	県立大学実践的教育推進事業費補助金	62,145,000円	
学校法人 玉木学園	—	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)	174,821,000円	—
	平成30年8月22日	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(中学校)	14,141,000円	
		補助金	長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	500,000円	
		補助金	長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	11,010,225円	
		補助金	長崎県私立学校授業料軽減臨時補助金	59,400円	
		補助金	長崎県私立高等学校生徒通学費補助金	44,600円	
		補助金	長崎県私立専修学校経常費補助金	1,178,100円	
		補助金	長崎県私立高等学校県内就職推進事業費補助金	1,828,000円	
		補助金	魅力ある私立学校づくり支援事業補助金	998,000円	
		補助金	長崎県私立中学校等修学支援実証事業費補助金	300,000円	
		交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	615,600円	
		補助金	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金(看護師等学校養成所県内就業促進事業)	647,000円	
		学校法人 長崎女子商業学園	—	補助金	
平成30年8月24日	補助金		長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	500,000円	
	補助金		長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	11,557,475円	
	補助金		魅力ある私立学校づくり支援事業補助金	463,000円	
	交付金		長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	921,200円	
学校法人 瓊浦学園	—	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)	294,235,000円	—
	平成30年8月23日	補助金	長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	313,500円	
		補助金	長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	16,954,150円	
		補助金	長崎県私立学校授業料軽減臨時補助金	155,650円	
		補助金	長崎県私立高等学校生徒通学費補助金	38,400円	
		補助金	長崎県私立高等学校県内就職推進事業費補助金	2,500,000円	
		補助金	長崎県私立高等学校職場見学会実施事業補助金	250,000円	
		補助金	魅力ある私立学校づくり支援事業補助金	1,054,000円	
		補助金	長崎県私立高等学校離島高校生修学支援費補助金	720,000円	
交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	928,160円			

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
学校法人 鶴鳴学園	—	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)	155,125,000円	—
	平成30年9月18日	補助金	長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	600,000円	
		補助金	長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	4,755,150円	
		補助金	長崎県私立学校授業料軽減臨時補助金	55,350円	
		補助金	魅力ある私立学校づくり支援事業補助金	336,000円	
		交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	657,200円	
		補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(幼稚園)	21,650,000円	
		補助金	長崎県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金	1,286,000円	
		補助金	ながさき森林環境保全事業補助金	314,000円	
学校法人 西海学園	—	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)	151,513,000円	—
	平成30年9月20日	補助金	長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	500,000円	
		補助金	長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	3,376,000円	
		補助金	長崎県私立高等学校生徒通学費補助金	418,800円	
		補助金	長崎県私立高等学校県内就職推進事業費補助金	1,856,000円	
		交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	628,400円	
		補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(幼稚園)	414,000円	
		補助金	長崎県私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金	171,000円	
		補助金	長崎県私立幼稚園耐震補強工事費補助金	2,399,000円	

2 企画振興部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益財団法人 ながさき地域政策研究所	平成30年12月21日 平成30年9月3日	出資	出資率 78.0%	558,368,965円	砺山 和仁 中島 浩介
公益財団法人 雲仙岳災害記念財団	平成31年1月10日 平成30年10月3日	指定管理	雲仙岳災害記念館の指定管理業務	0円	濱本磨毅穂 中島 浩介
オリエンタルエアブリッジ株式会社	平成31年1月16日	補助金	長崎県航空機購入費補助金(運航費関係)	131,360,618円	濱本磨毅穂 中島 浩介
	平成30年10月22日		長崎県離島航空路線確保対策補助金(安全整備関係)	59,999,000円	
			長崎県離島航空路線確保対策補助金(利用率保証関係)	64,883,000円	
			離島航空路線収益改善対策事業費補助金	226,000,000円	
			長崎県営空港保安施設検査業務補助金(宮崎空港)	2,190,000円	
			長崎県営空港検査機器設置事業補助金(宮崎空港)	350,000円	

3 文化観光国際部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
株式会社 乃村工藝社	平成30年12月21日 平成30年10月29日、30日	指定管理	長崎歴史文化博物館及び長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの指定管理業務	366,398,892円	濱本磨毅穂 渡辺 敏勝
公益財団法人 長崎県国際交流協会	平成30年12月21日	出資	出資率 91.1%	767,830,000円	濱本磨毅穂 渡辺 敏勝
	平成30年9月7日	補助金	海外県人会運営費補助金	1,990,000円	
			公益財団法人長崎県国際交流協会事業費補助金	12,210,000円	
			長崎県国際交流県民参加促進事業補助金	730,936円	
		東アジア相互交流促進事業補助金	430,000円		

4 県民生活部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益財団法人 県民ボランティア振興基金	平成30年12月21日 平成30年9月14日	出資	出資率 100%	100,000,000円	礪山 和仁 中島 浩介
公益財団法人 長崎県生活衛生営業指導センター	— 平成30年9月5日	補助金	生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金	22,294,150円	—

5 環境部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
一般財団法人 長崎県浄化槽協会	平成30年12月21日 平成30年9月12日	出資	出資率 48.4%	15,000,000円	礪山 和仁 中島 浩介
株式会社 丸勝興産	— 平成30年11月28日	指定管理	大浜園地休憩施設の指定管理業務	0円	—

6 福祉保健部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
一般社団法人 佐世保市医師会	—	補助金	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金 (佐世保市救急搬送応需システム地域拡大事業)	4,132,000円	—
	平成30年9月14日		長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金 (看護師等養成所運営等事業)	28,399,000円	
医療法人 恵会	— 平成30年8月27日	補助金	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金 (病院内保育所運営事業)	10,120,000円	—
長崎県障害者社会参加推進センター	—	補助金	長崎県障害者社会参加推進センター運営費補助金	6,122,743円	—
	平成30年8月29日		長崎県障害者芸術祭開催事業費補助金	4,498,919円	

7 産業労働部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
長崎県中小企業団体中央会	平成30年12月21日 平成30年10月5日	補助金	長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金	125,086,588円	濱本 磨毅穂 渡辺 敏勝
諫早商工会議所	— 平成30年9月10日	補助金	長崎県小規模事業経営支援事業費補助金	33,937,296円	—
大村商工会議所	— 平成30年9月13日	補助金	長崎県小規模事業経営支援事業費補助金	31,563,596円	—
ハウステンボス・技術センター株式会社	— 平成30年9月19日	指定管理	佐世保情報産業プラザの指定管理業務	91,444,245円	—
株式会社 コンベンションリンクー ジ	— 平成30年10月3日	指定管理	長崎県ビジネス支援プラザの指定管理業務	8,483,644円	—

8 農林部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
一般社団法人 長崎県農業会議	—	補助金	農業法人経営体育成推進事業費補助金	2,078,000円	—
	平成30年9月6日	補助金	長崎県農業委員会ネットワーク機構補助金 (都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金、農業委員会活動支援事業)	21,782,000円	
		補助金	長崎県農業委員会ネットワーク機構補助金 (機構業務支援事業)	5,369,000円	
		補助金	ながさき集落営農育成総合支援事業費補助金	4,920,000円	
公益社団法人 長崎県園芸振興基金 協会	—	補助金	長崎県指定野菜価格安定対策事業費補助金	54,446,000円	—
	平成30年8月23日	補助金	長崎県特定野菜等価格安定対策事業費補助金	19,784,705円	
一般社団法人 長崎県畜産協会	— 平成30年9月10日	補助金	長崎県肉用牛肥育経営安定対策費補助金	28,167,800円	—
			長崎県畜産振興推進事業費補助金	730,000円	
			長崎県畜産協会強化費補助金	396,000円	
			長崎県豚丹毒発生予防事業費補助金	1,351,980円	
			長崎県特定指定疾病損耗防止推進事業費補助金	2,845,697円	
			長崎県獣医師確保修学資金貸与事業費補助金	3,120,000円	
交付金	長崎県消費・安全対策交付金	400,000円			
公益社団法人 長崎県林業公社	平成31年1月10日 平成30年10月23日 日,24日	補助金	出資率 94.8%	51,000,000円	砺山 和仁 渡辺 敏勝
			長崎県森林整備法人利子助成金	81,450,000円	
			造林事業補助金	428,274,583円	
			ながさき森林環境保全事業補助金	1,780,000円	
			森林整備加速化・林業再生事業補助金	32,453,400円	
			合板・製材生産性強化対策事業費補助金	157,284,536円	
		貸付金	長崎県林業開発促進資金貸付金	236,141,000円	
一般社団法人 長崎県林業コンサルタ ント	— 平成30年9月12日	指定管理	長崎県民の森の指定管理業務	60,685,000円	—

9 土木部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
長崎県道路公社	平成30年12月21日	出資	出資率 100%	6,895,000,000円	濱本 磨毅穂 砺山 和仁 渡辺 敏勝 中島 浩介
	平成30年9月25日、26日	債務保証	金融機関融資に係る債務保証	1,570,113,293円	
長崎緑地公園管理事業協同組合	— 平成30年10月4日	指定管理	常盤・出島緑地(長崎水辺の森公園)の指定管理業務	18,879,000円	—
長崎緑地公園管理事業協同組合	— 平成30年10月5日	指定管理	長崎港松が枝国際ターミナルビル及び松が枝緑地の指定管理業務	41,411,000円	—

10 教育庁関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
公益財団法人長崎県育英会	平成30年12月21日	出資	出資率 59.1%	13,000,000円	濱本 磨毅穂 渡辺 敏勝
	平成30年9月28日	補助金	長崎県育英会事務費補助金	45,356,000円	
西彼青年の家施設運営協会	— 平成30年10月11日	指定管理	長崎県立西彼青年の家の指定管理業務	20,377,000円	—
長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社	平成31年1月15日 平成30年10月10日	指定管理	長崎県立総合体育館、長崎県営野球場、長崎県小江原射撃場の指定管理業務	202,539,085円	濱本 磨毅穂 渡辺 敏勝

注1:委員実地監査日欄を「—」と表示しているものは、事務局職員のみで実地監査を行ったものである。

注2:監査委員欄は、実地監査を行ったものは委員名を表示し、実地監査を行っていないものは「—」と表示している。

平成30年度

行政監査

監査結果

長崎県監査委員

爽平 O G 知平

查 盟 烟 行

果 部 查 盟

同 委 查 盟 果 部 查

【 目 次 】

第 1	行政監査の趣旨	1
第 2	監査の実施概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の主な着眼点	2
(1)	管理状況	2
(2)	使用状況	2
4	監査対象	2
(1)	対象所属及び公用車	2
(2)	対象時点	3
5	監査の実施方法	3
(1)	予備監査	3
(2)	監査委員による監査	3
第 3	監査結果	4
1	公用車の管理、使用状況等の概況	4
(1)	公用車の管理状況	4
(2)	公用車の使用の状況	4
2	公用車の点検、整備等に係る管理の状況	5
(1)	公用車の点検、整備等に係る規程について	5
(2)	法定点検等の実施漏れについて	7
(3)	車検切れについて	8
3	公用車の点検、整備等に係る契約の状況	9
(1)	一者随意契約について	9
(2)	見積り合わせを実施した場合の変更契約について	10
(3)	契約の履行について	10
(4)	契約締結上の課題について	11
4	公用車の使用状況	14
(1)	公用車等運転確認簿による所属長等の確認について	14

(2)	適切な日常点検の実施について	14
(3)	公用車情報の調査について	15
第4	意見	16
1	規程の改正等について	16
2	法定点検及び車検等の実施の徹底について	16
3	公用車の点検、整備等に係る契約事務の改善について	16
4	適切な日常点検の実施について	17
5	公用車情報の調査について	17

【 参考資料目次 】

【関係法令等（抜粋）】

○	公用車の点検、整備等に係る規程について	18
○	法定点検等の実施漏れ及び車検切れについて	19
○	公用車の点検、整備等に係る契約の状況について	20
○	公用車等運転確認簿による所属長等の確認について	21
○	適切な日常点検の実施について	21

【書類様式】

○	自動車運行日誌	22
○	公用車使用簿	23
○	職員運転共用車（リース車）使用簿	24
○	仕業点検表	25
○	運行前点検表	27
○	自家用乗用車の日常点検チェック・シート	28
○	自動車の日常点検チェックリスト	29
○	自動車事故報告書	31
○	公用車等運転確認簿	32

別表	指摘及び意見に係る所属名等一覧表	33
----	------------------	----

平成30年度行政監査 監査結果

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、普通地方公共団体の行政事務全般について、適正かつ効率的に執行されているかの観点から行う監査である。

本県においては、一般行政事務の中から特定の課題を選定してこの監査を実施しており、平成30年度は次のとおり実施した。

第2 監査の実施概要

1 監査のテーマ

公用車の管理、使用状況等について

2 監査の目的

本県では、公務を効率的、機動的に行うため、本庁及び地方機関に多数の公用車を配置している。公用車には多額の経費が必要であることから、その維持管理等に当たっては可能な限り経済的、効率的に行うことで費用対効果の最大化を図るとともに、これを適正に使用していくことが期待されている。このため監査委員は、平成23年度に「公用車の更新、活用及び安全対策について」をテーマに行政監査を実施し、安全対策や効率的な配置・運用の検討などについて提言を行い、これを受けて一定の事務改善が図られたところである。

しかし、30年度前期の定期監査において、公用車の点検整備について留意して確認した結果、自動車検査証（以下「車検証」という。）の有効期間が満了して更新していない状態等で公用車を使用に供していたり、法定点検整備が未実施となっていたりするなどの法令違反、車検等を委託する際に必要な契約手続を行わなかったり、履行確認が十分でなかったりするなどの基本的な問題が多数確認された。

このため、上記の公用車に関する問題点を確認するとともに、継続的に適切な管理・使用が行われるよう、経済性、効率性及び有効性の観点からも事務内容等を検証し、今後の行政事務の改善に資することを目的とした。

3 監査の主な着眼点

(1) 管理状況

- ① 公用車の点検、整備等の管理状況について
 - ア 法定された点検、整備等を確実に実施しているか。
 - イ 点検、整備等の結果を適切に把握し、次の点検、整備等に活用しているか。
- ② 公用車の点検、整備等の委託契約、履行確認方法について
 - ア 委託契約において経済的、効率的な発注が行われ、効果的な契約内容となっているか。
 - イ 委託契約の履行確認を確実に実施しているか。

(2) 使用状況

- ① 公用車の使用について
 - ア 安全運転管理者による運転手の適性確認については適切に実施されているか。
 - イ 日常点検については適切に実施されているか。
- ② 公用車の効率的活用について
 - ア 車両を共用して使用するなど、稼働率を高める取組みはされているか。
 - イ 共用使用等ができない場合については理由等を適切に把握しているか。

4 監査対象

(1) 対象所属及び公用車

知事部局、教育委員会の本庁各課及びその地方機関、各種委員会事務局、議会事務局を監査対象所属とし、平成29年度に監査対象所属が保有、管理している道路運送車両法に定義された車両について調書の作成を依頼した。この結果、表1のとおり、61所属から調書の提出を受け、当該調書に記載されている630台の公用車について確認した。なお、今回の調査対象公用車の630台は、29年度中における各所属の保有、管理状況等の調査であるため、年度途中で廃棄処分、所管転換等を行っているものも含まれている。また、交通局、公安委員会については、業務の内容が異なることから監査対象

から除外した。

表1 監査対象所属及び公用車数

部局	区分	所属数	公用車数
知事部局	本庁	17	72
	地方機関	32	511
教育委員会	本庁	2	11
	地方機関	9	34
議会事務局	本庁	1	2
合計	本庁	20	85
	地方機関	41	545
	計	61	630

(2) 対象時点

監査対象年度は平成29年度とした。

5 監査の実施方法

(1) 予備監査

上記の監査の主な着眼点等を基に調書の作成を依頼し、各所属からの回答を整理、分析するなどして内容の聴き取りを行うとともに、点検、整備等の委託契約の状況や、車両の使用状況等を確認するなどして監査を実施した。

(2) 監査委員による監査

- ① 対象機関 管財課
- ② 監査実施日 平成31年1月21日
- ③ 監査内容

- ア 公用車の点検、整備等の契約等に係る管理の状況について
- イ 公用車の安全運転管理、日常点検等の使用状況について
- ウ ア及びイに係る指導及び公用車管理の総括について

第3 監査結果

1 公用車の管理、使用状況等の概況

(1) 公用車の管理状況

今回の監査対象とした平成29年度における630台の公用車の管理体制については、本庁と地方機関で大きく異なっている。すなわち、本庁では、管財課において本庁各課で共用で使用する車両を一括して点検、整備等の管理をしている。これに対して、振興局以外の地方機関では、多くの公用車が5台程度と少ないことから総務課等が一括して点検、整備等の管理をしている一方、振興局によっては、80台を超える公用車があるなど比較的台数が多いことなどから、例えば、総務部、保健部、農林部、建設部等の各部局各課が分担して点検、整備等の管理を行っている状況にある。

(2) 公用車の使用の状況

公用車の使用状況について見ると、県から外部の団体等に貸し付けている車両が48台、県が直接公務で使用している車両は582台、全体数は計630台となっている。

表2 公用車の分類、台数及び具体例

自動車の種別	用途	台数	車種の具体例
軽	乗用	65	三菱 i-MiEV 等
	貨物	154	スズキアルト等
	特種	2	ダイハツハイゼット等
小型	乗用	124	日産ウイングロード等
	貨物	131	日産ADバン等
	特種	3	ホンダステップワゴン等
普通	乗用	58	スバルフォレスター等
	貨物	17	いすゞエルフ等
	特種	69	三菱パジェロ等
	乗合	6	日産シビリアンSX等
大型特殊		1	トヨタフォークリフト
合計		630	—

これを車検証記載の自動車の種別で見ると、軽が 221 台、小型が 258 台、普通が 150 台、大型特殊が 1 台の構成となっており、また、用途別で見ると、乗用が 247 台、貨物が 302 台、特種が 74 台、乗合が 6 台、大型特殊が 1 台の構成となっていた。

なお、県が直接公務で使用している公用車は 582 台のうち専任の運転士が運転する公用車は 115 台、一般の職員が運転する公用車が 467 台となっていた。

2 公用車の点検、整備等に係る管理の状況

(1) 公用車の点検、整備等に係る規程について

ア 規程等の制定状況

県では、公用車の管理、使用等を行うに当たり必要な事項を規程、通知等により定めており、その主なものを列挙すると表 3 のとおりとなっている。

イ 規程等の遵守

「長崎県自動車運転士服務規程の制定について」（表 3：4 番参照）によれば、「長崎県自動車運転士服務規程」（以下「服務規程」という。）（表 3：2 番参照）は、運転士及び運転士以外の職員（県職員全て）に適用され、運転士である職員が規程を遵守することは勿論、運転士以外の職員であっても自動車運転に従事する場合はこの規程の例により服務することとなっている。そして、この規程によれば、自動車運行日誌（様式 1 号）は、毎日、必要な事項を記入し所属長の閲覧を受けなければならないこと、仕業点検表（様式 2 号）は、毎日、仕業点検を行い運行開始前に整備管理者を経て所属長に提出しなければならないこと、自動車事故報告書（様式 3 号）は、事故が発生した場合に安全運転管理者を経て所属長に提出しなければならないこととなっている。

しかし、実際に作成されている書類を調査したところ、表 4 のように、服務規程と異なる様式の書類が要綱、通知等により作成されており、書類作成上の根拠が区々となっている状況が見受けられた。

→P. 16 意見：管財課

表3 規程、通知等一覧

番号	規程名又は通知名	規程番号等	最終改正番号等
1	長崎県県有自動車管理規程	昭和42年4月28日付長崎県訓令第7号	平成25年3月29日訓令第4号
2	長崎県自動車運転士服務規程	昭和42年4月28日付長崎県訓令第6号	改正なし
3	長崎県県有自動車管理規程の制定について	昭和42年5月23日付42用第49号総務部長通知	改正なし
4	長崎県自動車運転士服務規程の制定について	昭和42年5月23日付42人第153号総務部長通知	改正なし
5	職員の県有自動車使用に関する要綱	平成21年9月15日から施行	平成28年10月改正
6	公用車の管理、安全運転等について	平成21年9月15日付21管号外	改正なし
7	職員運転（運転士以外）にかかる公用車及び自家用車の日常点検整備について	平成23年6月27日付23管号外、23人号外	改正なし
8	職員運転公用車に係る日常点検の実施及び日常点検マニュアルの送付について	平成24年7月13日付24管第53号	改正なし
9	公用車運転による交通事故発生時の処理マニュアル	文書番号なし	平成25年9月改訂
10	交通法規の遵守等について	平成26年7月24日付26人第80号	改正なし
11	交通法規の遵守について	平成28年10月18日付28人第133号	改正なし
12	公用車に係る法定点検整備の実施の徹底について	平成28年4月21日付28管第12号	改正なし
13	公用車に係る法定点検整備の実施の徹底について	平成29年5月8日付29管第27号	改正なし
14	公用車に係る法定点検整備の実施の徹底について	平成29年12月13日付29管第27号	改正なし
15	職員運転に係る留意事項	文書番号なし	改正なし
16	職員運転共用車使用要領	文書番号なし	改正なし
17	職員運転共用車（リース車）使用簿	文書番号なし	改正なし
18	自動車の日常点検チェックリスト	文書番号なし	改正なし

※ 15番から18番までの通知等は、管財課が管理するリース車のみ適用されることとなっている。

表 4 服務規程と実際の作成書類の対比

服務規程において作成することとなっている書類名	実際の書類作成等の状況	
	書類名	書類作成の根拠
・自動車運行日誌 (様式 1 号) (p. 22)	・公用車使用簿 (p. 23)	・職員の県有自動車使用に関する要綱 (表 3 : 5 番)
	・職員運転共用車 (リース車) 使用簿 (p. 24)	・職員運転に係る留意事項 (表 3 : 15 番) ・職員運転共用車 (リース車) 使用簿 (表 3 : 17 番)
・仕業点検表 (様式 2 号) (p. 25, 26)	・運行前点検表 (p. 27)	・公用車の管理、安全運転等について (表 3 : 6 番)
	・自家用乗用車の日常点検チェック・シート (p. 28)	・職員運転 (運転士以外) にかかる公用車及び自家用車の日常点検整備について (表 3 : 7 番)
	・自動車の日常点検チェックリスト (p. 29)	・職員運転公用車に係る日常点検の実施及び日常点検マニュアルの送付について (表 3 : 8 番)
	・自動車の日常点検チェックリスト (p. 30)	・職員運転に係る留意事項 (表 3 : 15 番) ・自動車の日常点検チェックリスト (表 3 : 18 番)
・自動車事故報告書 (様式 3 号) (p. 31)	・顛末書等の様式自由の報告書等	・公用車運転による交通事故発生時の処理マニュアル (表 3 : 9 番)

(2) 法定点検等の実施漏れについて

道路運送車両法第 48 条では、自動車の使用者は、自動車の種別や用途等に応じて定められた期間ごとに自動車を点検しなければならないと定めており、この点検時に必要な整備等を実施することがある (以下「法定点検等」という。)

法定点検等の実施状況について、監査対象公用車の 630 台を対象に確認したところ、平成 29 年度に県において法定点検等を行う必要のあった公用車は 373 台あったが、実際に適切に法定点検等を行っていたのは 307 台であり、22 所属において、66 台の実施漏れがあった。これについて実施漏れのある車両の台数を実施必要車両の台数で割った実施漏れ率を算出すると、17.7%であった。また、貸付先において法定点検等を行う必要のあった車両は 28 台であったが、実

際に適切に法定点検等を行っていたのは10台で、5所属において、18台の実施漏れがあり、実施漏れ率は64.3%と高率となっていた。

【指摘：食品・安全消費生活課外26所属（別表参照）】

また、法定点検等について、管財課は、表3の12番から14番までの通知のとおり、平成28年度から29年度までにおいて3回にわたって実施の徹底を指示しているにもかかわらず、29年度において上記の実施漏れが生じていることは、どのような車両に法定点検等が必要かについての理解が十分でないためであると考えられる。そこで、第4で述べる意見のとおり、法定点検等について判断に間違いが生じないよう具体的な指示を検討する必要がある。

→P.16 意見：管財課

（3）車検切れについて

道路運送車両法第58条では、自動車は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な車検証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならないと定めており、当該車検証の交付を受ける際に必要な整備等を実施することがある（以下「車検等」という。）。

行政監査に先立って実施した前期の定期監査で、1所属において、有効な車検証の交付を受けていない（いわゆる「車検切れ」）状態等で運行した公用車が確認されたことから、平成29年度に車検等を行う必要のあった301台を対象に確認したところ、さらに、別の1所属において、車検切れを起こした状態で運行の用に供されたものが1台見受けられた。

【指摘：環境保健研究センター外1所属（別表参照）】

また、管財課は、これまで車検切れの問題について通知等により指導、注意喚起等を行ったことは無く、車検切れが発生しないような体制の構築については所属の創意工夫に任せている現状がある。しかし、29年度において、車検切れを起こした状態で運行の用に供された事態が2所属において発生したことは、重大な問題である。そこで、第4で述べる意見のとおり、チェック体制の構築について具体的な指示を検討する必要がある。

→P.16 意見：管財課

3 公用車の点検、整備等に係る契約の状況

(1) 一者随意契約について

地方自治法施行令 167 条の 2 に定める随意契約を行う場合、県は長崎県財務規則第 106 条第 1 項等により、1 件の予定価格が 3 万円を超えるものは、2 者以上から見積書を徴する必要があると定めている（以下これによる見積決定を「見積り合わせ」という。）。今回調査した 630 台の公用車に係る法定点検、車検等の委託契約において確認したところ、当該契約において 1 件 3 万円を超える契約は、328 件、40,996,462 円となっていた。

ただし、契約の目的・性質により相手方が特定される場合等の理由があるものについては見積り合わせを省略する（以下「一者随意契約」という。）ことができるため、所属によっては次のような理由により一者随意契約を行っていた。すなわち、「業者から見積書を徴取するためには、車両を預け、整備工場で専用工具や検査機器類を使用して検査を行いながら修理や部品交換が必要な箇所を抽出させることとなり、この作業そのものが点検整備の行程の一部となる。したがって、業者から見積書を徴することは点検業務の一部を請け負わせる行為を伴うため、複数見積りを行うことは不相当であり、見積書を徴した業者への一者随意契約とならざるを得ない。」とするものである。

表 5 見積り合わせをすべきであった契約件数及び金額

区分	分類	件数	金額
知事部局	本庁	9 件	1,186,909 円
	地方機関	70 件	7,260,364 円
教育庁	本庁	1 件	104,209 円
	地方機関	6 件	991,118 円
議会事務局	本庁	3 件	401,235 円
合計	本庁	13 件	1,692,353 円
	地方機関	76 件	8,251,482 円
	計	89 件	9,943,835 円

※1 台の公用車が、平成 29 年度中に複数の法定点検を行っているものがある。

しかし、法定点検、車検等の委託契約において、複数の者から見積書を徴取している所属もあることから、上記の理由は根拠に欠けているため妥当ではない。そこで、本来見積り合わせをすべきであったと認められる契約を集計すると、表5のとおり、89件、9,943,835円となる。

【指摘：管財課外15所属（別表参照）】

→P.16 意見：管財課

（2）見積り合わせを実施した場合の変更契約について

法定点検、車検等の委託をする際に、予定価格が1件3万円を超える場合は見積り合わせを実施する必要があることは既に述べたが、見積り合わせを実施した場合であっても、実際に車両を分解するなどして詳しく点検した際に、整備を必要とする箇所が後から見つかる場合がある。この場合は変更契約を締結することとなる。

調査したところ、1所属の2件の契約について、車検等の委託時に、当初から発注予定であった整備項目を見積り執行通知書に記載せず、見積書を徴取し、委託内容の一部のみで見積り決定をし、その後、この2件の契約の委託決定業者に、当初から発注予定であった整備項目を追加発注し、契約内容を変更していた。しかし、そもそも当初から発注予定の委託内容がある場合は、委託の全体金額により見積り決定をすべきであり、一部の項目で見積り合わせを行うことは妥当でないとは言えない。

また、当該変更契約については、変更予定価格を事前に算出すべきところ、これを算出していなかった。結果として、うち1件の契約について変更契約に係る予定価格を超過した金額で契約をしていた。

【指摘：上五島福祉事務所】

→P.16 意見：管財課

（3）契約の履行について

既に述べたように、道路運送車両法第58条では、有効な車検証の交付を受けている車両でなければ運行の用に供してはならない

と定められていることから、車検証が適切に交付を受けているかの確認は非常に重要である。車検等を委託する場合において、委託業務の主目的は言うまでもなく車検証の交付であることから、車検等の履行確認が適切かつ確実に実施されているか確認したところ、平成29年度に車検等を実施した301台の公用車のうち、33.6%に当たる25所属の101台において、車検証が交付される前に履行確認を行っていた。

【指摘：危機管理課外24所属（別表参照）】

また、公用車については、購入する代わりにリース会社とリース契約を締結して導入する（以下「リース公用車」という。）場合がある。調査したところ、1所属2台のリース公用車について、契約書上リース公用車の修繕費用については、リース会社の負担となっているところ、修繕の理由（経緯）を明らかにしないまま県が修繕費用を負担しており、修繕の根拠が不明確なものがあった。

【指摘：新幹線用地事務所（別表参照）】

→P.16 意見：管財課

（4）契約締結上の課題について

ア 消耗品交換基準

車両には、エンジンオイル、タイヤ等の消耗品（以下「車両消耗品」という。）の交換が定期的に必要となるが、交換の基準が不明確な場合や、県側の担当者の知識が不足する場合には、不要・不急の交換、あるいは交換しないことによる故障も懸念される。このため、県側の担当者の知識が不足する場合でも適時、適切な交換を実施できるよう、基準を設けることが望ましい。

そこで、公用車の管理を担当している者（以下「管理担当者」）に、公用車の車両消耗品について交換の基準を定めているかについて確認したところ、全体数99人のうち、定めていると回答した管理担当者は6人、定めていないと回答した管理担当者は93人であった。さらに、この93人のうち、交換の判断はどのように行っているかについて確認したところ、「業者の判断に従っている。」と回答したのは52人となっており、業者任せの状態が見受けられる。

しかし、上記で述べたとおり、定期的に交換が必要となる車両消

耗品については、交換の基準等が無い場合は適時、適切に交換が実施されるとは限らないことから、車両に対する知識の乏しい者でも適切な管理が行えるように事前に基準を定めておくことを検討する必要がある。

→P. 16 意見：管財課

イ 参考見積書による仕様書作成

見積り合わせを実施している所属のうち、特に車両台数の多い振興局等の所属を抽出して確認したところ、その実施方法は概ね以下のようになっていた。すなわち、所属内の各課で管理している車両ごとに、多くの場合、2者の業者から無償で参考見積書を徴取して、当該参考見積書に記載されている整備内容を見比べるなどして仕様書を作成する（図1参照）。その後、2者以上からの正式な見積書を個別に徴取して見積り決定を行う（図2参照）という流れとなっている。

図1 参考見積書による仕様書作成の流れ

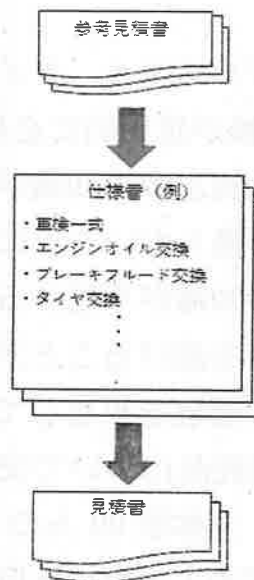
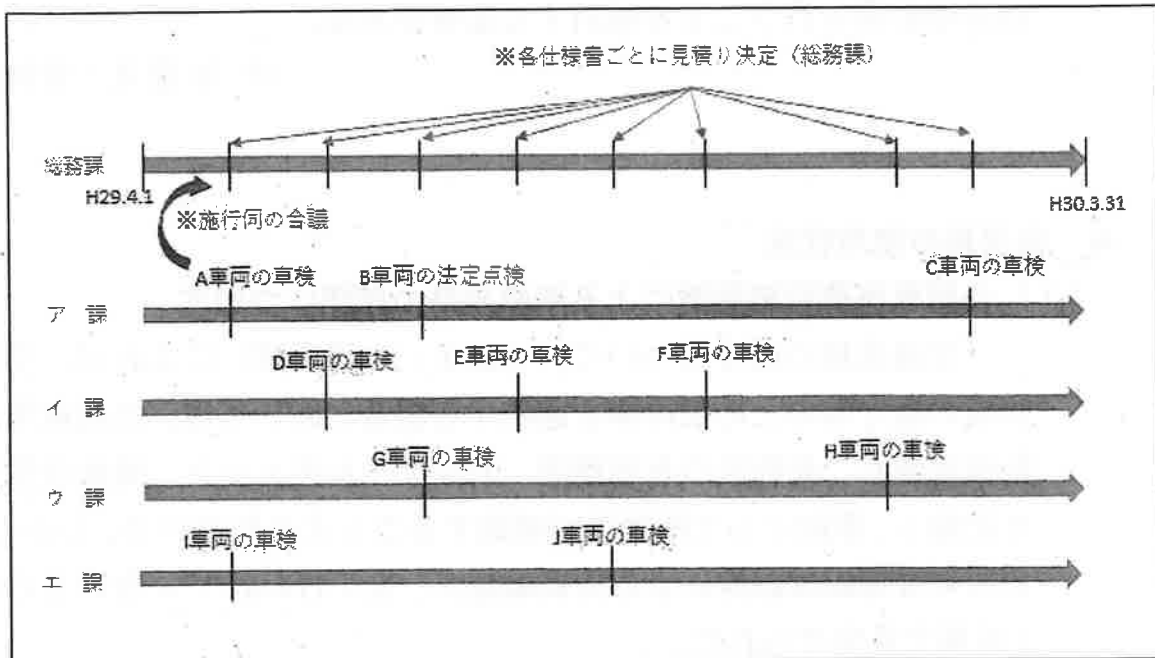


図2 見積り決定の流れ



(注) 振興局等で行っている業務方法を単純化した概念図である。当該例では10契約分で記載した。

しかし、委託する内容である仕様書を作成するのは県が行うべきことであり、無償で業者に仕様書を作成させているような状況は妥当ではない。また、法定点検、車検等の時期が公用車ごとに異なることから、その都度上記の契約方法により発注を行っていることは業者及び県の双方ともに非常に煩雑な業務となっており、かつ非効率である。さらに、法定点検、車検等の委託は道路運送車両法等で定められた共通の検査項目及び実施方法により行われるものであり、車両消耗品の交換についても限られたものとなる。

現に、長崎県警察本部では、平成29年度において887台の四輪の公用車を対象に、法定点検、車検及び指定する整備に係る仕様書を作成し、年間の公用車の走行距離等の車両データを基に年間の点検、整備等の総額を業者に見積もらせて、一般競争入札を行って契約をしている。また、この887台の対象車両は、当然のことながら車種、年式、使用状況は異なっているが、契約に従った履行は適切に行われており、特段の問題も生じていないとのことである。また、県外部の入札状況を見ても、点検、整備に係る各単価を設定して単価契約を締結している例が散見される。

そこで、第4で述べる意見のとおり、公用車の点検、整備に係る

契約に関して、各所属が適切かつ効率的に契約事務を行えるような技術的助言を行うことを検討する必要がある。

→P. 16 意見：管財課

4 公用車の使用状況

(1) 公用車等運転確認簿による所属長等の確認について

「交通法規の遵守について」（表 3：11 番参照）によれば、交通法規の遵守等のため公用車を運転する場合には、公用車等運転確認簿に、免許証の有効期限、アルコールチェック、健康状態等を記録し、原則として所属長が確認することとされている。しかし、公用車等運転確認簿による所属確認が、全く行われていないものが 1 所属で見受けられた。

【指摘：大村城南高等学校】

(2) 適切な日常点検の実施について

貨物自動車等については、故障などが発生した場合に影響が大きいと、道路運送車両法第 47 条の 2 により、一日一回、運行開始前において日常点検を実施することが義務付けられている。一方、貨物自動車等以外の車両については、管財課が、「自動車の日常点検マニュアル」（表 3：8 番参照）を作成して適切な時期に自動車の日常点検チェックリストによる点検を行うこととする通知をしている。しかし、調査したところ、これまでに日常点検を実施したことがなかったり、日常点検を実施したとしているが点検の記録がなかったりしている公用車が 8 所属で 28 台見受けられた。

【指摘：五島振興局外 7 所属（別表参照）】

上記の自動車の日常点検マニュアルについては、貨物自動車等についての記載が十分でなく、日常点検の必要があるかどうか判然としない。また、規程等の改正が十分にされていないことから作業点検表、運行前点検表、自家用乗用車の日常点検チェック・シート、自動車の日常点検チェックリスト等の複数の書式が存在していることから日常点検の実施方法の混乱が生じていると認められる。そ

ここで、第4で述べる意見のとおり、日常点検の実施方法について改めて周知する必要がある。

→P. 17 意見：管財課

(3) 公用車情報の調査について

限られた車両台数において、公務を効率的、効果的に進めるためには、車両を共有して使用すること（以下「共用車両」という。）などにより稼働率を出来る限り高める取組みが求められる。これについて、管財課が実施している公用車情報の調査（以下「公用車情報調査」）は、平成23年度の行政監査の結果を踏まえて、稼働率の低い公用車を柔軟に共用車両へ移行等することにより現有車両の有効活用ができるよう24年2月より全庁的に公用車情報を共有できるようにしたものである。

この公用車情報調査において、各所属は、共用車両へ移行できない理由について、国庫補助金を財源の一部として公用車の整備をした経緯があるとして「国庫補助の目的以外に使用不可」などとしていた。しかし、調査したところ、例えばある所属では、管理する6台の公用車の全てにおいて、実際には使用不可とする根拠が確認できなかった。また、当該所属は、行政監査の調書において「緊急対応用」等の別の理由で共用車両へ移行できないとし、公用車情報調査の記載が誤っていたと回答していることなどから、公用車情報調査の情報が不正確であると認められる。

共用車両への移行等を目的にして全庁的な情報共有をしている公用車情報調査において、不正確な情報が共有されていることは妥当ではない。そこで、第4で述べる意見のとおり、調査方法の改善を検討する必要がある。

→P. 17 意見：管財課

第4 意見

1 規程の改正等について

服務規程は、運転士及び運転士以外の職員（県職員全て）に適用され、運転士である職員が規程を遵守することは勿論、運転士以外の職員であっても自動車運転に従事する場合はこの規程の例により服務することとなっているが、実際には、規程と異なる様式が要綱、通知等により作成されている状況は妥当ではない。

については、管財課において関係所属と必要な調整を行うなどして服務規程等の改正を検討すべきである。

【意見：管財課（監査結果については第3-2-（1）に記載）】

2 法定点検及び車検等の実施の徹底について

管財課は、法定点検等について実施の徹底を指示する通知を発出するに当たり、道路運送車両法の抜粋等を添付しているが、結果として多くの実施漏れが生じている。これについて、特に実施漏れが多いのは貨物及び特種車両で点検の間隔が3か月及び6か月の公用車、並びに県の外部に貸し付けている公用車であることから、これらの法定点検等が必要となる場合の一覧表を示すなどして、実施漏れが生じないように周知徹底を図るべきである。

また、管財課は、車検等の実施については、これまで通知等による指導、注意喚起等を行ったことは無く、結果として車検等の実施漏れが発生している。これについては、公用車の管理担当者任せとなっている現状が見受けられることから、例えば管理担当者的上司や公用車の使用者等、管理担当者以外の者が事前に気付くような仕組み、体制等を考えて、その構築を指導すべきである。

【意見：管財課（監査結果については第3-2-（2）及び（3）に記載）】

3 公用車の点検、整備等に係る契約事務の改善について

公用車の点検、整備等に係る契約においては、以下のように各所属が不適切、非効率な契約関係業務を実施している状況が認められる。

① 予定価格が3万円を超える場合は2者以上の者から見積書を徴取して見積り合わせを行うこととなっているにもかかわらず、合理的な理由なくこれを行っていないこと。

② 見積り合わせを実施する場合においても、委託内容の一部のみ

で見積り合わせを行ったり、変更予定価格を算出していなかったりなどしていること。

③ 契約の履行において、業務の主目的である車検証の交付前に履行確認を行っていたり、リース公用車について、修繕に至った理由・経緯等を十分確認しないまま契約書の規定と異なる処理を行っていたりしていること。

④ 車両消耗品の交換基準を定めていなかったり、整備箇所を特定するための参考見積書を業者から無料で徴取して仕様書を作成し、その都度契約を行っていたりしていること。

については、管財課が、庁用自動車の整備管理の総括及び指導をする立場として、例えば、入札・契約事務マニュアル等において適切、効率的な契約例等の紹介、解説を行うなど、各所属が適切かつ効率的に契約事務を行えるような技術的助言を行うことで一定の方向性を示すべきである。

【意見：管財課（監査結果については第3-3-(1)～(4)に記載）】

4 適切な日常点検の実施について

日常点検の実施方法については、対象車両について各所属で理解が十分でなかったり、作成書類について混乱が生じていたりしている。

については、管財課が、対象車両を明確にし、規程改正の内容と整合するように作成書類を整理するなどして日常点検マニュアルを改訂すべきである。

【意見：管財課（監査結果については第3-4-(2)に記載）】

5 公用車情報の調査について

共用車両への移行等を目的にして全庁的な情報共有をしている公用車情報調査において、根拠が不明で不正確な情報が共有されていることは妥当ではない。

については、正確な情報に基づいて現有の公用車の有効活用ができるよう、各所属に対して共用車両への移行ができない根拠を記載させ、管財課が必要に応じて内容を確認するなどの体制を構築することを検討すべきである。

【意見：管財課（監査結果については第3-4-(3)に記載）】

【関係法令等（抜粋）】

○公用車の点検、整備等に係る規程について

長崎県自動車運転士服務規程

第9条 運転士は、毎日、自動車運行日誌（様式第1号）に必要な事項を記入し、所属長の閲覧を受けなければならない。

第11条 運転士は、毎日、仕業点検を行ない、その結果を仕業点検表（様式第2号）に記入し、運行開始前に整備管理者を経て所属長に提出しなければならない。

第13条 運転士は、事故が発生した場合は、その状況に応じ冷静な判断により、適切な措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、電話その他の方法により、事情を所属長に報告するとともに、自動車事故報告書（様式第3号）を安全運転管理者を経て所属長に提出しなければならない。

長崎県自動車運転士服務規程の制定について

このことについては、4月28日県広報号外に長崎県訓令第6号をもって公布、5月1日から施行されたので、下記事項に特に留意のうえ、運転士である職員がこの規程を遵守すべきことは勿論、運転士以外の職員であっても自動車運転に従事する場合はこの規程の例により服務することとし、安全運転・事故防止に努めるよう、部下職員を指導されたく、通知する。

職員の県有自動車使用に関する要綱

5 公用車の使用

職員は、公用車を使用するとき及び使用したときは、公用車使用簿（様式1）に運行状況等を記録すること。

公用車の管理、安全運転等について

3 長崎県自動車運転士服務規程

様式第1号 自動車運行日誌

様式第2号 運行前点検表

様式第3号 自動車事故報告書

職員運転（運転士以外）にかかる公用車及び自家用車の日常点検整備について

- ・自家用乗用自動車等の日常点検基準に基づく日常点検チェック・シート
- ・自動車の点検及び整備に関する手引（国土交通省告示）に基づき実施

職員運転公用車に係る日常点検の実施及び日常点検マニュアルの送付について

【自動車の日常点検マニュアル】

4 日常点検の記録

職員が運転する公用車の点検は、なるべく給油時や洗車時などに、ガソリンスタンドへお願いして実施してもらうようにしてください。

専門知識を持った者が点検することで、職員へかかる負担も少なく済みます。

また、運転中に気づいた点（異常音、臭いなど）があれば、点検者へ伝えましょう。

しかし、給油時に対応してもらえない場合や長距離走行があらかじめ判っている時などは、運転者自らが点検を行わなければなりません。

このようなケースでは、点検の記録をとっておかないと、前回は、いつ点検され、点検結果はどうであったのか分からなくなってしまいます。

参考に「自動車の日常点検チェックリスト」を記載していますので、ご活用ください。

職員運転に係る留意事項

- 1 運転前に、使用簿の裏面の運行前点検表により車の日常点検を行ってください。

公用車運転による交通事故発生時の処理マニュアル

5 所属長の対応について

（4）事故の報告

■交通事故発生報告（任意様式）

○法定点検等の実施漏れ及び車検切れについて

道路運送車両法

（定期点検整備）

第四十八条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- 一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 三月
- 二 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 六月
- 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 一年

（自動車の検査及び自動車検査証）

第五十八条 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

○公用車の点検、整備等に係る契約の状況について

地方自治法施行令

（随意契約）

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

長崎県財務規則

（見積書の徴取等）

第106条 令第167条の2第1項第1号、第3号から第9号までの規定により随意契約によろうとするときは、2人以上の者の見積書を徴しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、1人の者の見積書をもって代えることができる。

入札制度等県の発注方式の改善に関する決議に対する対応について（通知）

- ・ 対応：1件の予定価格が「3万円を超え、30万円を超えないもの」について、1人の者の見積を廃止し、2人以上の者からの見積とする。

○公用車等運転確認簿による所属長等の確認について

交通法規の遵守等について

(2) 公用車運転及び自家用車出張

- ③ 所属長は、「公用車等運転確認簿」（別紙2）に、確認日時、確認内容等を記録すること。

○適切な日常点検の実施について

道路運送車両法

（日常点検整備）

第四十七条の二 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

- 2 次条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。
- 3 自動車の使用者は、前二項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

自動車運行日誌(年 月 日)

車両番号

区分	当日	累計
走行キロメートル (マイル)	キロメートル (マイル)	キロメートル (マイル)
燃料補給量	リットル	リットル

回数	使用時間				使用区間	使用課	使用者	運転者氏名印	メーター			換算 キロメー トル	備考
	自	至	使用前	使用后					差引走行 キロメートル (マイル)				
	時	分	時	分			外名						
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
計	時間 分												

表3：2番「長崎県自動車運転士服務規程」

(様式1)

公 用 車 使 用 簿

所属名	
-----	--

確認簿 チェック	使用車名	使用年月日	使用時間	使用課(係)	使用(同乗)者氏名	用務・用務先	走行距離 (累計)	給油量
			時 分から 時 分まで					
			時 分から 時 分まで					
			時 分から 時 分まで					
			時 分から 時 分まで					
			時 分から 時 分まで					
			時 分から 時 分まで					
			時 分から 時 分まで					
			時 分から 時 分まで					
			時 分から 時 分まで					
			時 分から 時 分まで					
			時 分から 時 分まで					

※上記項目についての記載を満たしていれば、当該様式にかかわらず、別途様式でも可。
※「確認簿チェック」欄は、公用車使用前に、使用者が「公用車等運転確認簿」（平成26年7月24日付け26人第80号総務部長通知中「別紙2」）の記録を確認し、レ点を記入すること。

表3：5番「職員の私有自動車使用に関する要綱」

表3：17番「職員運転共用車（リース車）使用簿」

職員運転共用車（リース車）（〇〇—〇〇）使用簿

※ 運転を行う前に、必ず裏面の運行前点検表により車の点検を行うこと。

（天気 　　　　　）

1. 使用状況

使用年月日	使用時間	使用課（室）	使用者名
	自　　：		
	至　　：		
用務地	走行距離	給油量	洗車
	乗		
	降		
	実走距離		※月初めは必須

※用務地については最遠地を記入

2. 通行券

共通（出島道路）	枚
共通（女神大橋）	枚
パール200	枚
パール100	枚

3. ETC 利用区間

～
～
～
～

4. 降車時確認事項

所定の位置に駐車したか	はい	いいえ
燃料は1/2を下回ってないか	はい	いいえ
車内に忘れ物はないか	はい	いいえ
車内にゴミはないか	はい	いいえ
ルームランプ等の消し忘れはないか	はい	いいえ
施錠したか	はい	いいえ

5. 車両損傷、車両不具合はないか

※該当がある場合は、必ず管財課に報告すること。

6. 気付いた点がございましたら記入してください。

--

※本点検は、「職員の県有自動車使用に関する要綱」第7の所属長の責務に帰するものであり、点検内容に関しては所属長に報告すること。

仕 業 点 検 表

年 月 日 (曜日) (天気)

点検者 所属 職 氏名 印

「自動車を運行する者は、1日1回、その運行開始前において運輸省令で定める技術上の基準により自動車の仕業点検をしなければならない」
(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第47条)

車 号	た	号	車 名	走行キロメートル	キロメートル		
	点 検 箇 所	点 検 内 容	良 否		点 検 箇 所	点 検 内 容	良 否
ハ ン ド ル	ハンドル操作具合	遊 び、 が た		電	前 照 灯	点灯、 汚損、 損傷	
	〃 〃	振れ、 重さ、 取られ			制 動 灯	点灯、 汚損、 損傷	
	かじ取装置の運動部	ゆるみ、 がた、 損傷			尾 灯、 番 号 灯	点灯、 汚損、 損傷	
ブ レ ー キ	ブレーキペダル	あそび、 踏代、 利き具合		気	バ ッ ク ラ イ ト	点灯、 汚損、 損傷	
	サイドブレーキレバー	引代、 利き、 ロック作用			マ ー カ ー ラ ン プ	点灯、 汚損、 損傷	
エ ン ジ ン	エ ン ジ ン	始動、 調子、 排気の色		装	カーブ灯、 ホーグ灯	点灯、 汚損、 損傷	
	潤 滑 油	量、 洩 れ、 汚 損			室 内 灯、 ステップ灯	点灯、 汚損、 損傷	
	冷 却 水	量、 洩 れ、 汚 損			警 音 器	機能、 取付、 損傷	
走 行	タ イ ヤ ー	空気圧、 損傷、 偏摩托		置	方 向 指 示 器	機能、 取付、 損傷	
	クリップボルトF左	締 付、 損 傷			窓 ふ き 器	機能、 取付、 損傷	
装 置	〃 F右	締 付、 損 傷		計 器	ス ピ ー ド メ ー タ ー	作用、 取付、 損傷	
	〃 R左	締 付、 損 傷			油 圧 計	作用、 取付、 損傷	

表3：2番「長崎県自動車運転士服務規程」

	"	R右	締付、損傷												
	ハブボルト	F左	締付、損傷												
	"	F右	締付、損傷												
	"	R左	締付、損傷												
	"	R右	締付、損傷												
懸	スプリング	F左	亀裂、折損、損傷		そ の 他	燃料計	作用、取付、損傷								
		F右	亀裂、折損、損傷			電流計	作用、取付、損傷								
架		R左	亀裂、折損、損傷			水温計	作用、取付、損傷								
		R右	亀裂、折損、損傷			バックミラー	視界、取付、損傷								
							後部反射器	取付、汚損、損傷							
							ナンバープレート	取付、汚損、損傷							
装 置	Uボルト	F左	締付、損傷				ステッカー	取付、汚損、損傷							
		F右	締付、損傷				ボデー	損傷							
		R左	締付、損傷				消火器	機能、取付							
		R右	締付、損傷												
前日の運行において異常が認められた箇所															
備考															

(注) 良の場合はレ印を記入、不良の場合は該当項目を○で囲み良否欄に×印を記入のこと

表3：6番「公用車の管理、安全運転等について」

(別紙1)

運行前点検表

〔自動車を行う者は、1日1回、その運行開始前において運輸省令で定める技術上の基準により自動車の運行前点検をしなければならない。〕

(道路運送車輛法昭和26年法律第85号第47条)

順序	点検箇所	点検内容	良否	順序	点検箇所	点検内容	良否	
運転席での点検	ブレーキペダル	踏みしろ の片ぎ	ブレーキ	車の周りからの点検	灯火装置	点滅具合	損傷	
	駐ブレーキレバー	引きしろ			タイヤ	※空気圧 磨耗損傷 き裂溝の深さ	異物のほさまり	
	燃料装置	※燃料の量			反射器	汚れ損傷		
	後写鏡	写影			自動車登録番号票 又は車両番号票	汚れ損傷		
エンジンルームの点検	ラジエターなど	※水も	量れ					
	潤滑装置	※エンジン オイルの	量					
	ファンベルト	※張り具	損傷					
	ブレーキオイル	液	量					
点検順序				前日に於ける異常箇所				
				不良箇所及びその処置				
				良 否				

(註)※印については高速走行(80K以上の走行)を行う場合、特に点検すること。

※本点検は、「職員の県有自動車使用に関する要綱」第8(2)に定める運転者の責務である。
点検の結果については、所属長報告するとともに、不具合等が発見された場合は管財課長に報告すること。

表3：7番「職員運転（運転士以外）にかかる公用車及び自家用車の日常点検整備について」

(別紙2)

自家用乗用車の日常点検チェック・シート

自家用自動車の日常点検は、この点検項目についてチェックしてください。		年 月 日	年 月 日
点 検 項 目		判定・○×	判定・○×
① エンジン・ルームをのぞいての点検	1. ウインド・ウォッシャ液の量		
	2. ブレーキ液の量		
	3. バッテリ液の量		
	4. 冷却水の量		
	5. エンジン・オイルの量		
② クルマのまわりを回っての点検	6. タイヤの空気圧(含むスベア・タイヤ)		
	7. タイヤの亀裂、損傷および異状な摩耗	亀裂、損傷 異状摩耗	亀裂、損傷 異状摩耗
	8. タイヤの溝の深さ		
	9. ランプ類の点灯、点滅およびレンズの汚れ、損傷	点灯(点滅) 汚れ、損傷	点灯(点滅) 汚れ、損傷
③ 運転席に座っての点検	10. ブレーキ・ペダルの踏みしろおよびブレーキのきき	踏みしろ きき	踏みしろ きき
	11. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ		
	12. ウインド・ウォッシャの噴射状態		
	13. ワイパの拭き取りの状態		
	14. エンジンのかかり具合および異音	かかり具合 異音	かかり具合 異音
	15. エンジンの低速および加速の状態	低速 加速	低速 加速

(注) この日常点検チェック・シートは、国土交通省「自動車点検整備推進協議会」のHPからプリントアウトしたものです。

表3：8番「職員運転公用車に係る日常点検の実施及び日常点検マニュアルの送付について」

自動車の日常点検チェックリスト

平成 年 月 日(曜日)

車両ナンバー		走行距離		Km
エンジン・ルーム	1 エンジンオイル	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不足	<input type="checkbox"/> 補充済み
	2 ブレーキオイル	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不足	<input type="checkbox"/> 補充済み
	3 ラジエータ冷却水	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不足	<input type="checkbox"/> 補充済み
	4 バッテリー液	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不足	<input type="checkbox"/> 補充済み
	5 ウインド・ウォッシャ液	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不足	<input type="checkbox"/> 補充済み
車のまわり	1 タイヤの空気状況(目視)	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不足等	<input type="checkbox"/> スタンドで調整済み
	2 タイヤの磨耗状況	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不良	<input type="checkbox"/> 交換必要あり
運転席	1 ブレーキ	<input type="checkbox"/> 正常	<input type="checkbox"/> 異常	<input type="checkbox"/> 点検依頼済み
	2 メーターパネルシグナル	<input type="checkbox"/> 正常	<input type="checkbox"/> 異常	<input type="checkbox"/> 点検依頼済み
その他	(気付いた箇所)		(対応)	

表3：18番「自動車の日常点検チェックリスト」

自動車の日常点検チェックリスト

○自動車の運転者は、自動車の走行距離や運行時の状態から判断した適切な時期に日常点検を実施することとされています。（道路運送車輛法昭和26年法律第85号第47条の2）

〔管財課の職員運転公用車は、毎日、異なる所属の職員が運転することから、運転前に必ず運転する職員の方に日常点検を行っていただくこととしています。〕

区分	点 検 箇 所	点 検 結 果		摘要
エンジンルーム	1 エンジンオイル	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不足	
	2 ブレーキオイル	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不足	
	3 ラジエター冷却水	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不足	
	4 バッテリー液	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不足	
	5 ウインド・ウォッシャ液	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不足	
車のまわり	1 タイヤの空気状況（目視）	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不足等	
	2 タイヤの磨耗状況	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不良	
運転席	1 ブレーキ	<input type="checkbox"/> 正常	<input type="checkbox"/> 異常	
	2 メーターパネルシグナル	<input type="checkbox"/> 正常	<input type="checkbox"/> 異常	
その他	気付いた箇所			
	対 応			

※本点検は、「職員の県有自動車使用に関する要綱」第8（2）に定める運転者の責務である。

点検の結果については、所属長報告するとともに、不具合等が発見された場合は管財課長に報告すること。

表3：2番「長崎県自動車運転士服務規程」

<u>自動車事故報告書</u>	
年 月 日	
(所属長) 様	所属 職 運転者 氏名 印
車両番号、 車種、 車名	長崎た 号、車種 車名
車の使用目的及び乗用者	
事故発生日時	年 月 日 午前 午後 時 分
事故発生場所	
相手方の住所、氏名、年齢及び人的、物的の影響程度	
事故により使用目的に支障をきたした事項及び位置	
県側の人的、物的影響及び程度	
事故の概況その他	
<p>報告上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この報告は、車両の故障、交通法規違反等のほか不測の事故により車両の使用目的、乗用者の職務遂行に支障を生じたような場合も報告すること。 2 出張先で事故を起したときは、帰庁後できるだけ早く報告すること。 3 この報告で満身に説明できないときは、裏面へ図解し、あるいは口頭で補足説明すること。 	

表3：11番「交通法規の遵守について」

別紙2

公用車等運転確認簿

所属名

〇〇課

整理 番号	運 転 者		用務地	出発日	免許証の 有効期限	アルコール チェック	健康 状態	所属確認 (サイン)
	班名	氏 名						
1	〇〇班	〇〇 〇〇	〇〇市	H28.10.10	○	○	○	〇〇
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

別表 指摘及び意見に係る所属名等一覧表

指摘又は意見の区分	指摘又は意見の内容	番号	所属名
第3-2-(2) に関する指摘	法定点検等の実施漏れ (県実施分)	1	食品安全・消費生活課
		2	国保・健康増進課
		3	県央振興局
		4	島原振興局
		5	県北振興局
		6	五島振興局
		7	上五島支所
		8	壱岐振興局
		9	対馬振興局
		10	計量検定所
		11	環境保健研究センター
		12	佐世保こども・女性・障害者支援センター
		13	開成学園
		14	工業技術センター
		15	農林技術開発センター
		16	農業大学校
		17	島原農業高等学校
		18	諫早農業高等学校
		19	北松農業高等学校
		20	西彼農業高等学校
		21	鹿町工業高等学校
		22	大村城南高等学校
		法定点検等の実施漏れ (貸付先実施分)	1
		2	医療政策課
		3	障害福祉課
		4	道路維持課
		5	生涯学習課
第3-2-(2)に関する指摘の所属数計		27所属	
第3-2-(3) に関する指摘	車検切れ	1	環境保健研究センター
		2	肉用牛改良センター
第3-2-(3)に関する指摘の所属数計		2所属	
第3-3-(1) に関する指摘	一者随意契約	1	管財課
		2	廃棄物対策課
		3	福祉保健課
		4	長崎港湾漁港事務所
		5	島原振興局
		6	東京事務所
		7	諫早食肉衛生検査所
		8	川棚食肉衛生検査所
		9	窯業技術センター
		10	総合水産試験場
		11	農林技術開発センター
		12	石木ダム建設事務所

指摘又は意見の区分	指摘又は意見の内容	番号	所属名
		13	体育保健課
		14	長崎図書館
		15	島原農業高等学校
		16	議会事務局
第3-3-(1)に関する指摘の所属数計			16所属
第3-3-(2)に関する指摘	見積り合わせ後の変更契約	1	上五島福祉事務所
第3-3-(2)に関する指摘の所属数計			1所属
第3-3-(3)に関する指摘	契約の履行	1	危機管理課
		2	管財課
		3	漁業振興課
		4	港湾課
		5	長崎振興局
		6	長崎港湾漁港事務所
		7	県央振興局
		8	島原振興局
		9	県北振興局
		10	上五島支所
		11	壱岐振興局
		12	対馬振興局
		13	計量検定所
		14	環境保健研究センター
		15	上五島福祉事務所
		16	佐世保こども・女性・障害者支援センター
		17	開成学園
		18	農林技術開発センター
		19	農業大学校
		20	肉用牛改良センター
		21	石木ダム建設事務所
		22	島原農業高等学校
		23	諫早農業高等学校
		24	北松農業高等学校
	25	議会事務局	
	リース公用車の修繕根拠	1	新幹線用地事務所
第3-3-(3)に関する指摘の所属数計			26所属
第3-4-(1)に関する指摘	公用車等運転確認簿	1	大村城南高等学校
第3-4-(1)に関する指摘の所属数計			1所属
第3-4-(2)に関する指摘	日常点検	1	五島振興局
		2	消防学校
		3	環境保健研究センター
		4	農林技術開発センター
		5	肉用牛改良センター
		6	生涯学習課
		7	新幹線文化財調査事務所
		8	大村城南高等学校
第3-4-(2)に関する指摘の所属数計			8所属

指摘又は意見の区分	指摘又は意見の内容	番号	所属名
第4-1に関する意見	規程の改正等	1	管財課
第4-2に関する意見	法定点検及び車検等の実施の徹底	1	管財課
第4-3に関する意見	公用車の点検、整備等に係る契約事務の改善	1	管財課
第4-4に関する意見	適切な日常点検の実施	1	管財課
第4-5に関する意見	公用車情報の調査	1	管財課
第4-1から5までにに関する意見の所属数計			5所属
指摘合計(延べ)			81所属
意見合計(延べ)			5所属
指摘及び意見の総計			86所属

平成 30 年度 包括外部監査結果報告書
(報告に添えて提出する意見書)

テーマ

長崎県の債権管理に関する事務の執行について
～未収金を中心に～

長崎県包括外部監査人
濱口 純吾

看岩屏果挂挂晒快醉感 实学 08 为平

(看屏看否女出晒了为晒以晒晒)

1.1

1-1-1

丁丁 10-11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8 1-9 1-10 1-11 1-12 1-13 1-14 1-15 1-16 1-17 1-18 1-19 1-20 1-21 1-22 1-23 1-24 1-25 1-26 1-27 1-28 1-29 1-30 1-31 1-32 1-33 1-34 1-35 1-36 1-37 1-38 1-39 1-40 1-41 1-42 1-43 1-44 1-45 1-46 1-47 1-48 1-49 1-50 1-51 1-52 1-53 1-54 1-55 1-56 1-57 1-58 1-59 1-60 1-61 1-62 1-63 1-64 1-65 1-66 1-67 1-68 1-69 1-70 1-71 1-72 1-73 1-74 1-75 1-76 1-77 1-78 1-79 1-80 1-81 1-82 1-83 1-84 1-85 1-86 1-87 1-88 1-89 1-90 1-91 1-92 1-93 1-94 1-95 1-96 1-97 1-98 1-99 1-100

人查测晒书晒晒晒晒晒

岳峰 口斯

平成 30 年度 包括外部監査結果報告書 (報告に添えて提出する意見書) 【概要版】

1 選定した特定の事件

「長崎県の債権管理に関する事務の執行について～未収金を中心に～」

2 特定の事件として選定した理由

長崎県の平成 29 年度の一般会計歳入決算によれば、調定額は 735,445,031,285 円、収入済額は 733,227,910,651 円、不納欠損額は 130,867,379 円、収入未済額は 2,086,253,255 円である。「債権」は、長崎県の重要な財産であり、収入未済となっている債権（以下「未収金」ともいう。）の回収は、長崎県にとって重要な事務である。また、誠実な納付者との公平性を確保するためには、「払わないもの得」を許さないよう、未収金の確実な回収を図る必要がある。

他方で、確実な回収、公平性の確保を追求するあまり、未収金の管理にかかるコストが過大になっているのではないかという疑問も生じるところであり、不納欠損処理を促進することで、財務の健全化、債権管理コストの削減を図る必要もある。

以上のとおり、未収金の確実・公平な回収、不納欠損処理の促進は、いずれも債権管理に関する事務の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することになるため、上記「特定の事件」を監査することは重要であると思料する。

3 監査対象とした債権管理事務

平成 29 年度末時点で収入未済となっている税外債権の管理事務を本監査の対象とした。

4 指摘事項・意見の概要

(1) 県全体に対する指摘事項及び意見の件数

指摘事項	意見
5	3

(2) 総括

本監査で検出した指摘事項のうち、多くの所管課で見受けられた事項を総括的に報告する。以下の問題点は、ほぼ全ての所管課に共通していることから、今回、監査対象となっていない債権管理についても同様の問題点を抱えているのではないかと懸念されるため、長崎県においては、これらの問題点について、全庁的に再検討されるよう求める。

ア 債権管理簿の不備【指摘事項】

債権管理簿の作成は債権管理事務の基本であり、根幹である。特に、債権の時効管理にとって、債権管理簿に、債権の発生年月日や発生原因、収納状況等の情報を集約しておくことが重要である。

その重要性に鑑み、長崎県は、昭和42年10月1日付けで総務部長名により通知された「債権の管理について」において、債権管理簿の記載事項を詳細に定めている。

にもかかわらず、本監査において、各所管課の債権管理簿あるいはそれに準じる台帳を閲覧したが、ほとんどの債権管理簿は「債権の管理について」が定めている記載事項を満たしていなかった。

長崎県においては、全庁的に、債権管理簿あるいはそれに準じる台帳を再検証し、「債権の管理について」が定める記載事項を満たすように改めるべきである。

イ 実務上の分割納付の安易な適用【指摘事項】

平成 27 年 9 月 15 日付けで財政課長名により通知された「長崎県債権管理規程の運用について」3・(2)・③では、「法令に依拠しない、いわゆる実務上の取り扱いにより分割納付等を実施している所管にあつては、安易に適用しないよう運用の改善を図る」とされている。しかしながら、本監査において、ほとんどの所管課が、法令（地方自治法施行令 171 条の 6、債権管理規程第 12 条）が定める手続きを経ることなく、債務者の申し出により月額数千円といった少額の分割金の納付を受ける「いわゆる実務上の取り扱いによる分割納付」（以下「実務上の分割納付」という。また、「分納誓約」などと呼ばれることもある。）を適用していた。

この実務上の分割納付は、債務の弁済にかかる債務者からの誠実な意思であったとしても、法的位置づけが曖昧なものである。そのため、分割納付が履行されなかった場合に、債務者に履行を義務づける法的根拠が明確ではない。

したがって、実務上の分割納付は安易に適用しないよう、改めて周知、徹底すべきである。

ウ 保証人に対する適切な請求等の不実施【指摘事項】

地方自治法施行令 171 条の 2 によれば、普通地方公共団体の長は、債権について、地方自治法 231 条の 3 第 1 項等の規定による督促をした後相当の期間を経過しても履行されない場合、保証人が付いているときは、保証人に対して履行を請求しなければならない。

しかしながら、本監査において散見されたのが、主債務者が保証人に対する請求を拒んでいるからとか、主債務者が少額ではあるが分割納付を続けているため、等の理由により保証人への請求を速やかに行っていないケースである。結果、保証人が有名無実化してしまい、その担保的機能が全く働かなくなってしまう。

保証人を付した債権について、主債務者が履行の見込みが立たない場合には、速やかに保証人への請求を行うよう、周知、徹底すべきである。

エ 財産及び支払能力調査の不実施（不十分な調査を含む）【指摘事項】

「長崎県債権管理規程の運用について」3・(1)・①は、「地方自治法等に基づき分割納付や履行期限の延長等の判断を行う際は、以下の項目を基本に財産調査（任意調査）を行う」としており、この方針は、長崎県債権管理規程4条の趣旨に照らせば、地方自治法等に基づかない分割納付、すなわち、上記実務上の分割納付であっても同様のはずである。

しかしながら、実務上の分割納付を適用している所管課において、監査人が適切と評価しうる財産調査を行っている所管課は皆無に等しく、債務者の自己申告した財産状況等を基に、安易に分割納付の適用を判断していた。

したがって、やむを得ず実務上の分割納付を適用する際にも、「長崎県債権管理規程の運用について」3・(1)・①に従い適切な財産調査を行うべきである。

オ 相続人調査の不実施（不十分な調査を含む）【指摘事項】

債務者や連帯保証人等が死亡した場合に、十分な相続人調査を行わず、一部の知れたる相続人だけに請求を行ったり、分割納付の誓約を求めたりしている所管課が多く見受けられた。

金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている（最一小判昭和29年4月8日、最三小判昭和30年5月31日、最判平成16年4月20日等）のであるから、適切な相続人調査を行わないと、相続人の範囲や相続した債務額が明らかにはならない。

したがって、債務者等が死亡した場合には、速やかに適切な相続人調査を行うよう、周知、徹底すべきである。

5 意見（提言）

（1） 債権管理条例の制定【意見】

ア 長崎県において債権管理条例を制定することを提言する。

監査人は、次のような理由から、長崎県において債権管理条例を制定する必要性があると考えます。

イ まず第1に、債権管理を適切に行い、債権の回収を厳格に行っていくという県の姿勢を県民や県職員に示すために債権管理条例の制定が重要である。

本監査で散見されたのが、債権回収事務を行うに際し、債務者等から反感・反発を受けてしまうために職員が債権回収を躊躇してしまう状況である。

確かに、公務員は、全体の奉仕者であり、県民に対し行政サービスを提供するという側面がある。しかしながら、地方自治法 240 条 2 項は「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」とし、これを受けて、長崎県債権管理規程 4 条は「債権の管理に関する事務は、法令及び規則の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もっとも県の利益に適合するように処理しなければならない」としている。

したがって、県職員が債権回収事務を行うにあたっては、全体の奉仕者、行政サービスの提供者としての立場から、県の財政上の利益を図る立場に意識を切り替える必要がある。

債権管理条例の制定により、債権管理を適切に行い債権の回収を厳格に行っていくという県の姿勢を示すことで、上記のような県職員の意識の切り替えや、それに対する県民の理解に繋がると考える。

ウ 次に、債権管理条例の制定により、債権管理事務の明確化、効率化、合理化を図る必要がある。

非強制徴収公債権や私債権は、税とは異なって適用法令が多岐にわたり、また、強

制徴収ができないことから、管理や回収が容易ではない。

特に、私債権は、民法 145 条があるため、消滅時効期間が経過しても債務者から時効援用の意思表示がない限り不納欠損処分ができないため、長崎県では、権利の放棄に係る議決を求める基準を設け、基準を満たすものについて、議会の議決を得て、債権放棄を行っているが、それでもなお、時効期間が経過した債権や、回収見込みが乏しい債権をいたずらに残して管理を続け、効果の乏しい経費を費やしたり、県職員の労力や時間を割いたりしているケースが見受けられた。回収見込みが乏しい債権がいつまでも残存することは、いわゆる不良債権が県の財産として計上され続けることであり、県の財政の評価に不当な影響を及ぼすことにも繋がる。

したがって、債権管理条例の制定により、消滅時効期間が経過した債権や回収見込みが乏しい債権の放棄を容易にし、債権管理事務の明確化、効率化、合理化を図る必要がある。

エ 以上の理由により、監査人は、長崎県において債権管理条例（本報告書に添付する条例案、施行規則案を参考にしていきたい）を制定されるよう、提言する。

（２） 債権管理マニュアルの整備【意見】

本監査において報告したとおり、長崎県の債権管理に関する条例、規則、規程、要綱等は詳細かつ網羅的に管理事務を定めている。

にもかかわらず、長崎県の債権管理には多くの指摘事項等が検出された。

その原因の一つは、詳細かつ網羅的である要綱等があるものの、それらがバラバラに存在し一つにまとめられていないために、債権管理を担当する職員が見落としていることにあると考える。

そこで、監査人は、長崎県がこれまで定めている条例、規則、規程、要綱等を整理すると共に、本監査報告において提言している長崎県債権管理条例案が制定された場合に想定される債権管理事務の流れを、添付資料「長崎県債権管理マニュアル案」のとおりまとめた。

これをモデルとして、今後、長崎県において債権管理マニュアルの整備を検討されるよ

う、提言する。

(3) 長期収入未済債権を集約管理する専門部署の創設、外部専門機関への委託

【意見】

ア 長崎県には、債権を集約して管理する専門部署がなく、様々な所管課が収入未済債権を管理している。

管理に携わる担当職員は、必ずしも債権管理の知識、経験を有するわけではなく、管理の必要が生じると、前任者や上司から指導、引継ぎを受け、財政課等からの助力を得ながらも、主として各自の努力で模索を重ねながら債権管理に臨んでいる例が多く見受けられた。

そのため、担当者によって、債務者対応に温度差があったり、債権管理の厳格さ・綿密さに差異が生じたりしている。

本監査の主たる対象とした私債権は、公債権とは異なり、画一的に管理しうるわけではないが、そうとは言え、担当者の力量や裁量によって管理事務が大きく左右されてしまうのは避けるべきであるから、特定の部署で画一的に管理するのが望ましい。

イ また、専門性を有する部署に知識、経験を集約することで、債権管理・回収の経済性、効率性、有効性が高まることは明らかであり、債権管理を専門部署に移管できれば、他の部署は、それぞれが所管する事務に専念でき、その経済性、効率性、有効性が高まるはずである。

ウ 債権管理を専門部署に所管させることには、次のようなメリットも期待できる。

すなわち、本監査で感じた問題点の一つが、行政サービスを提供する部署が債権管理を行うと、もともと提供している行政サービスの目的を債権管理の事務処理にも持ち込んでしまうという問題点である。

前述のとおり、債権管理に臨む県職員は、行政サービスの提供者としての立場から、県の財政上の利益を図る立場に意識を切り替える必要があるが、行政サービスを提供

している職員は、どうしても、県民の福祉向上という行政目的を捨て去り、県の財政上の利益を図る意識に切り替え切れず、債権の厳格な回収を躊躇してしまっているように感じる。債権管理を専門部署に集約することは、この問題点の克服にも繋がる。

したがって、監査人は、長期収入未済債権を集約して管理する専門部署を創設することが望ましいと考え、長崎県に対し検討を提言する。

エ 専門部署の創設が難しい場合には、弁護士や債権回収業者など外部専門機関に委託することを検討してもらいたい。

一部の所管課において、債務者への催告等、債権管理の一部の手続きを債権回収業者に委託していた例はあったが、管理全体を委託した例はなかった。長期収入未済となり管理・回収が容易ではなくなった債権の管理事務を全体として委託することで、専門部署への移管と同様の効果は得られるものと思料する。

6 各所管課に対する指摘事項及び意見の件数

所管課		指摘事項	意見
1	企画振興部	政策企画課	1 2
2	県民生活部	生活衛生課	1 0
3	環境部	廃棄物対策課	0 2
4	福祉保健部	福祉保健課	6 0
5		医療人材対策室	9 0
6		障害福祉課	8 0
7		原爆被爆者援護課	1 1
8	子ども政策局	子ども未来課	0 0
9		子ども家庭課	5 2
10	産業労働部	経営支援課	6 0
11		雇用労働政策課	2 0
12	水産部	水産経営課（旧：漁政課）	9 3
13		漁港漁場課	2 1
14	農林部	農業経営課	4 1
15		林政課	2 0
16	土木部	監理課	0 0
17		道路維持課	6 3
18		港湾課	7 0
19		住宅課	20 4
20	教育庁	教職員課	2 0
21	警察本部	会計課	5 2
合計		96	21

